

阪神・淡路大震災からの創造的復興をめざして

－ 阪神・淡路震災復興計画 －

平成 7 年 6 月

阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会

目 次

第1章 復興計画の理念と目標

	ページ
I 計画策定の趣旨	1
II 計画策定の視点	2
III 復興計画の理念	5
IV 復興計画の基本目標	6

第2章 復興計画のフレーム

I 計画の性格	9
II 対象地域	9
III 計画期間	9
IV 事業計画の体系	10

第3章 復興事業計画

I 緊急復旧事業	12
II 復興リーディング・プロジェクト	15
III 分野別重要事業	63
・都市及び都市基盤復興事業	63
・住宅復興事業	71
・保健・医療・福祉復興事業	77
・生活・教育・文化復興事業	83
・産業・雇用復興事業	89

第4章 復興事業推進の課題

付 録	102
-----	-----

第1章 復興計画の理念と目標

I 計画策定の趣旨

平成7年1月17日に阪神・淡路地域を直撃した、マグニチュード7.2の直下型大地震という自然の猛威の前に、機能的に高度に発達した近代都市がいかに脆弱な一面を持っていたか、我々は認識を改めざるを得なかった。

この復興計画は、被災地の一刻も早い復旧・復興を願って、「都市再生戦略策定懇話会」（座長：新野幸次郎神戸大学元学長）がこの震災の経験と教訓を生かして3月に提言された「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」及びそれを受けて兵庫県が策定した「阪神・淡路震災復興計画—基本構想—」、被災者からの提案や県民アンケート、各分野にわたる復興県民会議、市民団体、県民等の提案さらに被災各市町の復興計画をベースに、具体的な復興事業を検討し、立案したものである。

計画に続く復興への具体的な事業の推進は、「戦略ビジョン」や「基本構想」にうたわれた「人間中心の都市づくり」という基本理念に導かれて、被災者、被災団体、被災市町、兵庫県、兵庫県民等のあらゆる人々、団体、地域の共同事業として、達成されなければならない。

関東大震災以来の、大規模で深刻な被害を蒙った阪神・淡路大震災からの復興には、被災地域が国家的、国際的に重要な位置を占めることと、内外から多くの救助、救援を得たこともあって、世界からの注目を集めている。

加えて、高度な科学・技術や人材や経済力を持った近代都市の復興であるだけに、地域が復興目標に向かって取り組む事業方式や実行組織そのものや、復興が進展する過程が、今後の、災害からの復興モデルと成り得るものとして、今から注視されていることを銘記したいものである。

II 計画策定の視点

大地震発生から約6カ月を経過した現在もなお、緊急に処理すべき復旧課題が山積している。避難所に身を寄せる被災者がいまだ2万人近く存在していること、仮設住宅が被災者の望む場所に十分建設されているとは言い難いこと、膨大な瓦礫の処理に相当の時間を要すること、道路の破損やビル解体工事によって交通渋滞が恒常的に引き起こされていること、さらに、ビル解体工事によりアスベストや粉塵の飛散による大気汚染が懸念されていること、などである。

これらの問題を、総合的、効率的、精力的に処理しつつ、それに並行して本格的な復興への第一歩が始まろうとしている。

そして、特に重要なことは、単に1月17日以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」を目指すべきこと、復興の過程で人命を犠牲にしたり、環境を破壊したりしないこと、被災地のみならず他の地域の発展に役立つ復興でなければならないこと、さらには、自然的風土の保全や都市環境をより高める視点からの冷静な対応を忘れてはならないこと、である。

そして、復興への取り組みは明確な戦略とスケジュールのもとで推進されなければならない。

そのためには、被災者の復興にける意欲をベースに、被災市町と兵庫県、そして国が一体となって効果的な復興計画を立案し、それに基づいて、被災地とそれを支援する団体との共同作業で進めたいものである。

さらに、この計画は、「効率」と「ゆとり」、「分散」と「集積」、「自然」と「人間」、「分権」と「集権」、「私権」と「公権」さらに「所有」と「利用」また「住民主体」と「行政のリードと支援」等々の相対立したり、一部が重複したりする多くの概念を調整することに意を用い、さらに、多分野にまたがる多くの事業や推進方策を個別に検討を行ったが、それらを全体で見ると大きな矛盾を生じているということのないよう特に留意した。

こうした視点に立って以下の方針のもと復興計画を作成した。

1 「兵庫2001年計画」の促進と21世紀初頭における被災地の長期ビジョンの実現

兵庫県は、長期総合計画「兵庫2001年計画」に沿って、“共生型ネットワーク社会”づくりを基本理念とし、“交流の拡大”“地球的視点の確立”“生活の社会化の展開”“生活関連基盤の充実”“快適環境の形成”の5項目を基本課題として、「こころ豊かな兵庫づくり」を目指してきた。

復興計画の推進に際しても、この理念はその妥当性が確認されるべきものと認識し、原則として、これにより計画された事業の着実な実施を求めたい。とりわけ被災地においては、復興推進の意味からも強調されてよいと思われる。

なぜなら、震災直後の街角で多くの人々は、恐怖と呆然自失の状態の中において、隣人愛と助け合いの心を失わず、共生の精神にあふれ、無心の救助活動を続けた。また、避難所にあっても、人々を励まし、援助する無数のリーダーを輩出した。加えて、多くのボランティアがかけつけ救助の手をさしのべた。被災現場でみられたこれらの光景は、たとえば“共生型ネットワーク”の一つの証左として確認できるからである。

とくに、2001年計画で示された被災地における事業を、復興を促進する事業として新たに意義付け、事業にこれらの内容をふくらませて検討を加え、積極的に推進したいものである。

さらに、震災を契機に、21世紀初頭の兵庫県のあるべき姿を探るため着手された、「2001年計画の総合的点検」において示された被災地の長期ビジョンの実現をめざす視点から計画を作成した。

2 災害から得た教訓を生かすこと

さらに、今回の地震による被害を、これまでの「利便」「効率」「成長」を重視する都市文明への大きな警告と受けとめ、大災害の現場から得られた教訓を生かして計画を作成することが重要となる。教訓を要約すれば、

- ・ あらゆる災害に対して、しなやかで強いまちづくりを進めること
- ・ 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めること
- ・ 大きな打撃を受けた既存産業の新生と、科学技術の進歩に即応した次世代産業の発展を図ること
- ・ 民族を越えた共生と文化の成熟を背景として、世界に開かれた、文化豊かなまちづくりを進めること

などである。

これらの教訓を踏まえ、従来の都市理念の上に新しく「安全」「安心」「ゆとり」をキーワードとして重視し、都市の復興を進める必要がある。

とりわけ、成熟社会への移行過程の中で、人々の意識や価値観は著しく変化しようとしている。それは「自然との共生」や、人と人との新しく多様な交流関係等の豊かさへの希求であり、そしてこれらの実現を支えるライフスタイルの形成などである。

また一方、市民社会の成熟化により、行政と市民との関係も変化するはずである。そのため、従来の議論に見られる単なる役割分担ではなく、官と民の関係そのものを再構築して、市民共働と企業共働を含めて官民共働のシステムを創りあげることが求められるであろう。具体的には、NGO（非政府組織）やNPO（非営利組織）の拡大・成長に期待し、市民の自律的行動を行政が支援するという、新たな官民のあり方の形成である。

更に、今後のエネルギー・資源問題への対応や地球環境の保全への必要性から、都市の規模や生産組織、また、エネルギー供給組織における、大規模・集中型の巨大組織がもたらすスケール・メリットは限界に直面し、むしろロスすら招来するものとなろう。そのため、それに替わるものとして、自律分散型の小規模組織を中核とする、多元的システムへの転換が問われる点も着目せねばならないことである。

そして、最も重要なことは、地震により先進国の近代都市には例がない大被害を蒙った阪神・淡路地域を、以上に述べた、震災から得た教訓や新たな視点に基づいて“創造的に復興”させることである。

それはすなわち、被災した阪神・淡路地域を、そこに住む人々が従来以上に誇りを持てる、住みやすい地域として再生させ、今後の災害復興のモデルとすることである。

そのことによってのみ、全国の諸都市の住民も災害をいたずらに恐れることなく、着実に防災化を推進することができ、不幸にも災害を蒙った場合にも、阪神・淡路と同様の復興が可能であるという希望を持つことができるものと確信する。

3 新しい都市文明の形成を先導すること

世界の社会・経済がボーダレス化する中で、被災地を含めて関西地域は、これまでアジア、太平洋地域はもとより、世界の多様な国、地域との多面的な交流を深め、世界に開かれた地域をつくる世界都市関西の形成が期待され、大阪湾ベイエリアを軸に国際的な事業が進行していた。そして、阪神地域は特にエネルギッシュな発展をみせ、21世紀における、多彩な国・地域、民族・国民・個人の個性を尊重し、異質なものが共生する多元的価値社会の構築をめざしていた。

また、交通機関や情報インフラストラクチャの整備による双方向のコミュニケーションの拡大は、人と人、国家間・地域間、民族間・都市間の交流を支え、交流と共生の社会への移行を促すことになる。

さらに、交流を手段として国家や民族・人種、文明・文化をつなぐ技術やシステムをより発展させることにより、コミュニケーション文明の到来を予感させるものがある。

被災地の都市復興に際しては、こうした時代の発展方向を見極め、そうした都市機能と施設を先行的に整備し、そこでの人間活動を支えるシステムを開発して他地域の発展を先導するものでなければならない。

この意味で、この復興計画は来るべき新しい世紀にモデルとなるような都市形成を進める使命を持っているものである。

Ⅲ 復興計画の理念

これまで、社会のあり方や、都市形成にあっては、「安全」や「安心」という人間生活の本来のあり方にともなう視点にややもすると欠ける一面があった。今回の大地震からこのことを謙虚に反省し、自然の力の大きさを認識し、都市のあり方をあらためて問い直したいものである。

そこから、自然と人間との共生を基調としつつ、人間の活動を生き生きと支える活気ある都市創造をめざす必要がある。

以上のことから、この計画の基本理念を以下の通りとする。

―― 生命を守り育む、人間中心の都市づくり ――

IV 復興計画の基本目標

復興計画の推進により達成されるべき目標は、被災者の生活救済と復興、市民活動、文化事業などの都市活動の復旧を通じたそれらの創造的発展、さらに、破壊されたインフラストラクチャの復旧と将来に向けた発展方向に沿った整備による都市の再生である。

被災者一人ひとりの復興には、地震直後の人命救助、救援活動に続く生活再建や、こころの健康の回復を急ぐなかで、安全で安心して快適に暮らせることにある。

また、被災地の阪神・淡路地域の復興には、福原京の古くから先人が築いてきた文化的・経済的な都市集積の復旧に加え、震災前にもまして、京阪神都市間のネットワークを広げ、東西交通の要衝、日本文化と外国文化の接点としての役割を果たして、世界都市関西の中核を担い、文化首都圏の主都市たる機能と風格を持った地域づくりが目標となる。

地域的に見れば、神戸の都市復興イメージは、世界都市関西の国際経済機能、世界との交流・協力機能を更に発展させるとともに、外国文化と日本文化の融合した日本の中でも独特の“文化”を持つ、自由で開放的な洗練された国際港湾都市である。さらに、海と山に囲まれた都市として、世界の中でも代表的な美しい景観を一刻も早く再生することである。

阪神地域のそれは、被災した六市が、復興に向かって描いたそれぞれの都市のイメージを見ても、総体的には学術、芸術等の施設や人材の集積に支えられた、新たな産業や芸術の創造空間であるとともに、芸術、文化、教育、産業等の分野で、高度で複合的な機能を持つ各都市の個性が融合した新たな生活文化創造都市圏である。

そして、淡路地域のそれは、明石海峡大橋によって南北二つの新国土軸を結ぶ地域連携軸としての役割を担いつつ、伝統文化に支えられる世界に開かれた公園島・国際公園都市であるといえる。

こうした復興目標を達成するために作成する復興計画は、都市機能の回復と住宅の早期建設を最優先とし、次に、事業所の再建と雇用の場の確保等の産業の再建は、人々の生活を全般を支える部分であるため、最後に位置づけることとし、次に示す領域ごとに具体的な目標を設定する。

1 災害に強く住みやすい都市づくり

新しく都市の安全基準をつくり、安全性と快適性を兼ね備えた、災害に強く住みやすい都市づくりを進める。そこで、まず第一に一部地域への過度集中による災害の拡大防止のため、臨海部や内陸部に新しい都市核を形成することにより、中心部の都市機能の多核化を図りそれらのネットワーク化を進めることである。次いで、耐震、安全機能の高い道路、橋、住宅などの都市施設を整備し、あわせて大規模災害が起こったとしても迅速な救助・救援ができ、復旧が容易な防災システムを開発することである。

一方、快適な環境のもとで住みやすいまちをつくるため、水と緑を大切に、環境にやさしい、美しいまちづくりを進めることである。

2 近隣が助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり

心身に障害や病気のある人や高齢者、さらに子どもに住みやすい町が、一般の人々にも住み易いまちであるということをあらためて確認し、その共通認識のもとで近隣生活圏はもとより広域生活圏づくりをすすめることが必要である。

そのため、住宅、道路などあらゆる都市施設や人的なネットワークをこうした視点で点検、整備するとともに、震災で学んだ新しい災害救助や医療のシステムを開発する。そして、すべての人々が真のボランティアの心を高め、さまざまな活動への参加を通じて互いに支えあいを広げて、安心して暮らせるコミュニティづくりをすすめる。

3 世界に開かれた豊かな文化社会づくり

阪神・淡路地域は、大阪国際空港や神戸港を窓口として、海外との交流を深め、その文化や人々の交流をベースに、わが国を代表する近代的で個性あふれる、市民文化豊かな地域を形成してきた。この地域の特性を生み出してきた文化財や教育文化施設の復興を急ぎ、あわせて、芸術・文化団体等の自主的復興活動を強力に支援して、文化の再生をめざす。

さらに、整備が進む交通・通信など内外へのアクセス機能を生かして、国際性豊かな市民文化を創造し、京都、大阪、奈良などとともに文化首都圏の形成をめざす。

4 活力ある新しい産業社会づくり

活力ある産業社会づくりには、既存産業が新生し、次世代産業も逞しく活動しうる事業環境の整備が必要である。

このため、まず、被災した鉄鋼・造船・機械・化学等の重化学工業、港湾関連産業、ケミカル・シューズ・酒造業・真珠加工等の地場産業の復興を図らねばならない。この点で新しく都市復興支援産業の振興をおこなう。次いで、永年にわたって築き上げてきた世界とのアクセスの優位性と、優れた居住空間等の特性を最大限に活用して、アジア・太平洋地域など国内外の人々が集い、活動しやすい事業環境を醸成する。

そのことを通じて被災した既存産業の新生と高度化を促し、新たに情報通信、環境・エネルギー、福祉・医療、集客産業などの次世代型産業の育成・発展を図る。

第2章 計画のフレーム

I 計画の性格

この復興計画は、次のような性格を持つものとして作成する。

- ・被災者、被災団体の生活再建、自立復興への誘導と支援プログラム
- ・被災していない県民・団体の復興事業への参加と実践プログラム
- ・被災市町の復興計画及びその実施への提案
- ・兵庫県の復興計画及びその実施への提案
- ・国民の復興事業への参加要請
- ・国の復興事業への支援の要請

II 対象地域

- 1 この計画の対象地域は、兵庫県内の「災害救助法」の対象地域である次の10市10町とする。

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町、

- 2 なお、復興事業の規模と内容によってはこれらの地域を越え、兵庫県内、関西また全国へと広がる場合もある。

III 計画期間

- 1 復興の目標年次は、震災による被害の規模とその及ぼした影響から、早期に復旧・復興を達成する必要がある、10年間を想定し平成16年(2005年)度とする。

- 2 道路・港湾の復旧、瓦礫処分など、特に対応が急がれる緊急復旧事業は2年以内とする。また、住宅、都市インフラ等の分野の一部の緊急を要する復興事業については、平成9年度を目標に3年計画とする。

- 3 計画事業のうち、復興をリードするとみられるリーディング・プロジェ

クトは、5年（平成11年度）を目途に完成、実現化方策を具体化する。
ただし、大規模な事業にあっては、復興期間を越えることを想定するとともに、あらゆる復興事業を適当な時期に再検討するローリング・システムを採用し、復旧事業を効果的に推進する必要がある。

IV 事業計画の体系

事業の体系を構成するに当たっては、都市の再生・復興のための、4つの領域ごとの具体的目標に沿って、個別事業を分類し、5つの事業の大項目に分類することとした。

具体的には、（1）災害に強く住みやすい都市づくり、に対して、「都市及び都市基盤復興事業」と「住宅復興事業」、（2）近隣が助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり、を達成する「保健・医療・福祉復興事業」、（3）世界に開かれた文化豊かな社会づくり、に対して「生活・教育・文化復興事業」、（4）活力ある新しい産業 社会づくり、に対して「産業・雇用復興事業」とした。

そして、この5つの大項目の下に4～8の中項目を設定した。

- 1 都市及び
都市基盤復興事業
 - 1 復興都市づくりマスタープラン及び支援システムの確立
 - 2 災害からまちを守る新しい基準の作成と手法とシステムの確立
 - 3 被災市街地の復興
 - 4 災害に強い交通体系の確立
 - 5 ライフラインの整備・強化
 - 6 情報・通信網の整備
 - 7 公園など緑と水のネットワークづくり
 - 8 川・海・山の防災対策の強化

- 2 住宅復興事業
 - 1 住宅復興3カ年計画の推進
 - 2 生活再建のための住宅の復興
 - 3 被災市街地復興推進地域での住宅復興
 - 4 新しい都市核への住宅建設
 - 5 新しい建設手法、住まい方と管理システムの開発

- 3 保健・医療・福祉
復興事業
 - 1 一人一人を元気にする事業
 - 2 災害医療及び健康の拠点整備
 - 3 コミュニティ・ケアの拡充
 - 4 市民協働活動によるネットワーキングの展開
 - 5 人的資源の新戦略

- 4 生活・教育・文化
復興事業
 - 1 教育の復興
 - 2 生活文化の復興
 - 3 芸術文化の復興
 - 4 多文化社会の形成

- 5 産業・雇用復興事業
 - 1 既存産業の復興
 - 2 新産業の創造・育成
 - 3 国際経済文化機能ネットワークの形成
 - 4 農林水産業の振興
 - 5 雇用の安定と地域産業を支える人材の育成

第3章 復興事業計画

I 緊急復旧事業

震災により大きな被害を受け、緊急的に対応しなければならない課題は山積しており、これらの緊急課題を処理しなければ本格的復興事業に着手できないことが予測される。

これらの緊急課題のうち、特に重要と認められる課題は、①仮設住宅の建設と高齢者・障害者等の入居者に対するケアの実施、②瓦礫の処理、そして、③道路・港湾機能の復旧等である。

これらの課題を含め、被災者の震災前の生活レベルの回復、被災者の復旧に対する意欲の高揚、さらには都市インフラストラクチャーの回復がなされてこそ、新たな阪神・淡路復興へのスタートアップが出来るものであろう。

このため、これらの課題に緊急かつ総力を挙げて取り組まねばならない。

1 仮設住宅の建設

震災により、200,162棟に住む、415,659世帯が被災した。

5月末現在、緊急の住宅確保対策として、39,241戸の応急仮設住宅を建設したが、今なお、350箇所余りの避難所においては、約2万人の被災者が不自由な暮らしを強いられている。このため、避難所生活者の希望調査などを踏まえて、8,300戸の追加建設を行い、7月末を目標に合計で48,300戸を建設する。

これらの入居に当たっては、高齢者や障害者等々が優先的に入居ができるようし、手すり等を設置した「高齢者・障害者向け地域型仮設住宅」も建設する。

また、仮設住宅でのこころのケアが大きな問題となっており、新しい環境での生活になじめない住民を対象に、保健婦やホームヘルパーによる巡回訪問を行うとともに、健康教室、趣味教室などの通じての高齢者の生きがいづくりや住民相互や近隣地域とのふれあい交流などを通じて、安心した生活がおくれるように、ふれあいセンターの設置や民間のボランティアやコミュニティ団体に協力を得て支援する。

さらに、身近なところで医療サービスが受けることができるよう、大規模な仮設住宅団地で周辺に医療施設がない地域を中心に仮設の診療所を設置する。

2 瓦礫の処理

災害廃棄物の処理は復興のための基礎的な事業であり、早期の最終処分を図るため、国・県・関係市町及びその他の関係者が協力して解体・収集・中間処理・運搬・処分を計画的に進めていかなければならない。

災害廃棄物は1,850万ト(1,550万立方メートル)の発生が見込まれており、これらの処理については、仮置場、積出基地、処理ルート等の確保・調整、情報収集を行い、その処理の緊急性から自衛隊の協力も得て鋭意処理に努めている。

現在、災害廃棄物の処理は、第2段階を迎えており、復興のための基礎的な事業として、解体、収集、運搬、中間処理、処分に亘る全ての過程を総合管理することが必要であり、このため、次のように、総合的・計画的に進む。

①公共公益施設系の災害廃棄物の処理については、当該事業の管理者において、都市計画事業等との整合性を図りながら、計画的に処理を推進するものとする。

②住宅・建築物系の災害廃棄物の処理は、市町の計画に基づく「災害廃棄物処理計画」が嫌悪段階で策定されており、これに基づき計画的に処理を進める。

③住宅、建築物系の処理は、市町が緊急性、公共性の高いものから順次計画的に解体することとし、被災状況によって、短期間に処理できる市町と神戸市等長期間かかる市があるが、解体撤去については概ね平成7年度中に、処分については平成8年度中に、全市町において完了させる。

④災害廃棄物のうち、リサイクルできるコンクリートが約1,102万トン、金属くず約46万トン、木くず約8万トンなどは、土地造成や建築の資材、また、鉄やチップ・パルプ等に努めてリサイクルする。

なお、建築物の解体・撤去に特に留意しなければならないのは、当面の緊急課題の処理を急ぐあまり、長期的視野に立った環境への配慮を忘れてはならないことである。

特に、ビルの解体時等に飛散するアスベストについては、使用状況の確認の後、アスベストの除去・処分作業ができるものにあつては除去・処分作業完了後に解体・撤去を実施し、除去等できないものにあつてはシート張り、散水及び薬剤散布の実施といったアスベスト飛散防止に留意し、被災地域の住民や解体に従事する作業員等の健康を害することのないように特に気をつける必要がある。

3 道路・港湾の復旧

(1) 道路の復旧

震災で大きな被害を受けた神戸・阪神地域は、国土の主軸上に位置しているた

め、特に西日本の社会・経済活動に大きな影響を与えた。また、被災した道路は阪神・淡路地域を支える最も重要な都市基盤であることから、被災地の生活・生産活動を大きく阻害している。

このため、構造物の耐振性の向上などの機能強化を図りながら、道路については、わが国の東西交通を分断し、全国の社会活動に大きな影響を与えるとともに、阪神、淡路地域の生活、生産活動を阻害している破損した道路の機能を2年以内に復旧する。

(2) 港湾の復旧

また、神戸港及び阪神、淡路の港湾は壊滅的な被害を受け、国内外の産業活動に大きな影響を与えた。このため、おおむね2年を目途に港湾機能の早期回復をめざすこととする。

係留施設は、震災直後から緊急・応急復旧により、緊急対応、危険個所の補修、被害軽微の補修などが進められているが、暫定供用（仮復旧による暫定的整備）としてコンテナ埠頭8バース（21バース中）の供用を開始するとともに、平成7年6月末の本格供用に向け、復旧整備を進める。

阪神・淡路の大震災からの復興には、まずこれらの緊急的復旧事業がスピーディーに実施されなければならないし、それこそが復興事業の出発点となるのである。その意味で震災によって、精神的、物質的に大きな痛手を受け、将来への夢や展望が描けなくなった人たちの再起が何よりも急がれることとなり、これらの人たちに対する持続的なバックアップが必要となる。

そのうえで、これらの復旧事業から復興事業へスムーズに移行させるために、戦略的な計画のもとに各種復興事業を着手していきたいものである。

Ⅱ 復興リーディング・プロジェクト

復興事業のうち、都市機能、福祉、環境など多方面からの検討が必要であり、①総合的な事業として実施しなければならないもの、また、②復興にあたって全力で取り組まなければならない総合的な事業、さらに、③計画初年度から実施すべきもの、の三つの要件を満たす事業については、新しい阪神・淡路づくりの大きな推進力となるリーディングプロジェクトとして、また、復興をアピールするシンボル事業として35事業を選び、実施する。

なお、これらのプロジェクトについては、新しい安全なまちづくりなど復興が目に見えるもの、内外の多くの人々が参加した新しい手法によるもの、さらに将来への夢と希望をもたらすものとの観点も加えて選定した。

1 安全な都市づくりをめざす

- (1)復興都市づくりマスタープラン及び支援システムの確立
- (2)都市の安全基準の作成と地域防災計画の策定
- (3)多核ネットワーク型都市構造の形成と格子型高規格道路・情報ネットワークの整備
- (4)防災公園など緑と水のネットワークの整備
- (5)国際防災センターの誘致と災害情報システムの整備
- (6)災害科学博物館の建設と野島断層の保存
- (7)大学等における震災と復興の研究への支援と記録誌の作成

2 住みやすい住宅復興をめざす

- (1)「ひょうご復興住まい・まちづくりセンター」の設置による自力復興支援
- (2)7万7千戸の復興公的供給住宅の早期建設
- (3)高齢者・障害者に配慮した住宅の建設
- (4)新しいシステムを取り入れた復興住宅の建設
- (5)「被災市街地復興推進地域」における住宅の建設
- (6)神戸市東部新都心づくりと臨海部の新しい都市核における住宅の建設
- (7)復興モデル住宅街区の建設

3 新しい福祉都市をめざす

- (1)心のケアセンターの設置
- (2)災害医療センターの開設と災害医療システムの開発

- (3) WHO神戸センターの創設と関連研究機能の活性化
- (4)ヘルスパーク・健康博物館の設置
- (5)フェニックス・ネット構想の推進
- (6)バリアフリーな生活・居住環境の創造
- (7)ボランティア運動の高揚・支援と災害ボランティア国際センターの建設

4 新しいライフスタイルと風格ある文化都市をめざす

- (1)学校の復興と防災教育の啓発・推進
- (2)大学都市づくりと「兵庫学生街」の建設
- (3)阪神・淡路文化復興運動の高揚と支援
- (4)新県立美術館など芸術文化振興のための中核的施設の建設
- (5)総合国際ゾーンの整備
- (6)淡路島国際公園都市の建設
- (7)由緒ある建築物と町並みの再生

5 次世代産業の育成による活力ある都市づくりをめざす

- (1)神戸港の復興と産業基盤の整備
- (2)エンタープライズゾーンを核とした国際経済文化機能ネットワークの形成
- (3)「都市復興支援産業」の育成と最先端技術を活用した既存製造業の活性化
- (4)神戸国際マルチメディア文化都市(KIMEC)や東播磨情報公園都市の整備と情報産業の振興
- (5)新しい観光・集客戦略の展開
- (6)国際化、情報化、港湾都市機能の高度化等に対応した人材の能力開発の推進
- (7)復興促進イベントの開催

1 安全な都市づくりをめざす

(1)復興都市づくりマスタープラン及び支援システムの確立

災害に強い都市として復興するために、被災地それぞれの地域特性や市政、町政の発展方向、そして兵庫県2001年計画とそれに続く将来的な都市イメージに沿って住民・企業・行政等の協働によって速やかに進めつつ「復興都市づくりマスタープラン」とこれに続く「復興都市づくりガイドライン」を策定し、さらにそれに沿った市民や被災者の町づくりを支援する目的で、「復興支援システム」を構築する。

①マスタープランの策定

緊急の復興事業は速やかに進めるが、長期的・広域的な復興都市づくりを戦略的に進めるために、市街地整備・土地利用に係るマスタープランを早急に策定する。

- ・被災市街地の復興・整備・保全を総括した市街地整備方針の設定
- ・防災・緑と水のマスタープランの策定
- ・被災市街地復興の重点地域の設定
- ・新市街地、新しい都市核地区の設定

②ガイドラインの策定

被災者の自立復興を支援するために、復興の足がかりとなるガイドラインを策定する。

- ・災害に強く住みやすい空間整備ガイドライン
- ・住宅再建・取得ガイドラインの策定

③支援システムの確立

被災者の自立復興を支援するため、その手助けとなるシステムを確立する。

- ・ひょうご復興住まい・まちづくりセンターの設置
- ・復興推進相談員（復興コンサルタント）派遣システムの創設
- ・住民主体のまちづくり推進システムの創設

(2) 都市の安全基準の作成と地域防災計画の策定

震災を教訓として、新しく建設する施設等に適用する「防災都市基準」と災害全般に係る対応策となる「地域防災計画」を改訂する。

① 防災都市基準の作成

震災を教訓に、被災地の都市・建築構造物に耐震と防災的見地からの再点検を呼びかけるとともに、新しく防災都市としてめざす方向と施設建設や保全のための基準を作成する。特に、人々が大勢集まる公共的施設の再点検と補強を奨励し、新しく建設される施設の配置や構造・設計等に力点を置くこととする。基準の作成にあたっては、幅広い分野の有識者等からなる検討委員会を設置し、検討する。

内容は、これまでの大規模災害の被害状況や耐震基準、防火基準等の検証と災害等の種類や想定規模をもとに、

- ・ 建築物や土木構造物等の建設基準
- ・ 既存建築物の強度等の検証
- ・ 既存建築物の補強方法
- ・ 都市の安全に配慮した、公園や緑地の広さや配置
- ・ 道路網や道路幅、防火用水やライフラインの整備のあり方等について検討を進める。

② 地域防災計画の改訂

地震のみならず、風水害等の災害全般にわたり災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方について再点検を行い、防災関係機関、市町、さらには県民にとって具体的な行動指針となるよう、地域の防災計画を全面的に見直し改訂する。

見直しの基本的な考え方は、震災に関しては、海洋性地震と内陸性地震で震度7が再び起こる可能性の検討や、地震の影響を受けた風水害の可能性等、総合的に災害の想定を見直し、現行計画の問題点を検証し、改訂することである。

災害予防、災害応急対応に関しては、防災関係機関による施設別、分野別計画や市町防災計画の見直しと、地域や家庭での防災意識の高揚、防災環境の整備の参考となる計画とすることである。

計画改訂の課題は、地域防災基盤の整備、防災施設の整備、防災マネジメントの充実、地域防災力の向上などである。

(3)多核ネットワーク型都市構造の形成と格子型高規格道路・情報ネットワークの整備

震災は、都市機能の集中した既成市街地を中心に大きな被害をもたらした。すなわち、高密度に形成された市街地に、産業、経済、行政等の都市機能が集中し、代替性に乏しい都市基盤によって構成される集中型の都市構造であったことから、市民生活、産業活動などに大きな支障がでた。

この教訓を踏まえ、特定の都心地域への過度の機能の集中を避けるため、既成市街地の都市機能の再編を図りつつ、内陸部や臨海部に新しい都市核を整備し、そこに一部の都市機能を分担させる。これらの都市核を多元・多重の交通網や多様な情報・通信網で結ぶことにより、多核ネットワーク型都市構造の形成を図る。

それぞれの都市核には、街路や公園の適正な配置により、空間的なゆとりを持たせる。また、防火水槽、飲料・生活用水槽や壊れにくく復旧の容易なライフラインを整備し、非常時にはある程度まで自立的に生活機能を維持できるようにする。

一方、阪神臨海部の道路は壊滅的な被害を受け、中国自動車道などの被害と相まって、東西の道路交通はマヒ状態となり、救援・救助活動や緊急物資の輸送にも大きな障害がでた。現在も阪神高速道路の不通などにより、交通事情に支障が生じている。そのため、被害を受けても交通が全て遮断されることのないよう、他の道路が代行しうる道路を整備する。

①多核分散型都市核の形成

○既成市街地における都市核の整備

居住や産業など枢要な都市機能を担うべき地区で被害の大きい地区については、被災市街地全体の復興を牽引するプロジェクトと位置づけ、地域の特性や被災状況、道路や公園などの都市基盤施設の現況等に応じて、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地整備手法、優良建築物等整備事業などの建築物整備手法、地区計画などの規制誘導手法を組み合わせる実施し、住宅の供給や都市機能の再生とあわせて都市基盤施設の整備を行う。

・対象地区：神戸市の三宮、新長田、六甲道地区。それに、芦屋、西宮、尼崎、宝塚、伊丹、川西の各市

○新しい都市核の建設

臨海部の埋立地や工場跡地等の遊休地及び内陸部において、被災市街地の復興を促進するために、受け皿となる住宅や産業業務施設用地等を供給しつつ、県、市町、公団・公社、民間事業者等が協力して、住宅・業務・商業・工業等の複合機能を持ち、防災や福祉に配慮した21世紀型の新しい都市核を建設する。さらに、建設中の都市核については計画を早めるなど、住宅や産業用地を供給し、復興を円滑に進める拠点とする。

対象地区

- ・臨海部：神戸市東部新都心、神戸海上都市（六甲アイランド、ポートアイランド 2 期）、南芦屋浜地区、西宮浜地区、尼崎臨海西部拠点開発地区、鳴尾地区
- ・内陸部：西神ニュータウン地区、六甲北ニュータウン地区、北摂三田ニュータウン地区、西宮名塩ニュータウン地区、宝塚新都心、宝塚長尾山地区、猪名川ニュータウン地区、東播磨情報公園都市、東条・吉川地区、小野地区
- ・淡路：淡路島国際公園都市、北淡町浅野地区

②格子型高規格道路ネットワークの整備

既存道路の交通量を軽減し、都市環境の改善を図り被災地の復興を支援するとともに、今後、同様の災害が起きても、被害を軽減するため、道路の耐震性を向上させるとともに、たとえ被害を受けても、他の道路が代替でき、交通が全く遮断されることのないよう東西、南北それぞれ高規格道路による 6 軸を整備する。それに併せて、高規格道路を補完する一般道路の整備を進め、緊急時の高速性と円滑な交通の確保を図る。

- 東西軸：北から、内陸軸（中国自動車道・山陽自動車道から第二名神自動車道）
北六甲軸（阪神高速北神戸線から中国自動車道）
山麓軸（山麓バイパスから六甲山麓を通り阪神間に至る）
臨海軸（神戸西バイパス・第二神明道路から阪神高速神戸線・名神 高速道路）
湾岸軸（阪神高速湾岸線）
第二湾岸軸（第二湾岸道路）
の 6 軸を形成する。

- 南北軸：西から、西神戸軸（西神自動車道から本四連絡道路・阪神高速神戸山手線）
神戸中央軸（新神戸トンネルから南北に延伸）
東神戸軸（東神戸線）
西阪神軸（西宮北有料道路から南北に延伸）
阪神中央軸（阪神間南北線から南北延伸）
東阪神軸（阪神高速池田線から阪神高速神崎川線）
の 6 軸を形成する。

③情報ネットワークの整備

光ファイバー網の整備をはじめ有線系、無線系、衛星系など複数の通信手段を確保し、総合的な情報ネットワークシステムを構築、情報・通信の信頼性、安全性を確保する。

(4) 防災公園など緑と水のネットワークの整備

阪神・淡路地域全域をカバーする広域的な防災・救援拠点として、広場及び情報通信機能を備え、ヘリポートや食糧・物資備蓄倉庫、地下貯水槽など防災上必要となる施設を整備した公園を整備するとともに、市街地内に緑や水の豊かな公園を中心とした地域の防災拠点を整備する。併せて、広域防災帯として、河川や道路などの骨格となる施設に並木や街路樹を整備し、公園や緑地と緑のネットワークを構成し、防災性を高める。

① 広域防災拠点としての公園の整備

平常時には、それぞれの立地や地域特性にあわせ、水や緑豊かな空間を備え、人々に憩いや潤いを与える施設となるよう、スポーツ、文化、福祉、レクリエーション等の機能を持ち、災害発生時には、広域的な救援基地、救援部隊の駐屯基地、緊急物資・機材の集積や配布の基地、救援物資等の備蓄基地、情報通信施設、救急医療施設などの役割を果たす公園を整備する。

整備にあたっては、被災しても、隣接する拠点が代替し、広域からの救援物資等の受け入れができるように市街地外縁、内陸部、臨海部に配置する。陸・海・空からのアクセス確保のため、高速道路、港湾、空港との便を図る。1時間圏域を1拠点の圏域とし、15km程度の間隔で配置する。

② 地域防災拠点としての公園を整備

広域の防災帯によって、概ね2kmごとに分節化された市街地内に、その地域の核となる豊かな緑や水を備えた公園を配置し、日常は住民の憩いの場とするとともに、災害時には、地域の避難機能を備え、救援・復旧活動の地域拠点となるよう、幹線道路との接続に配慮して整備する。

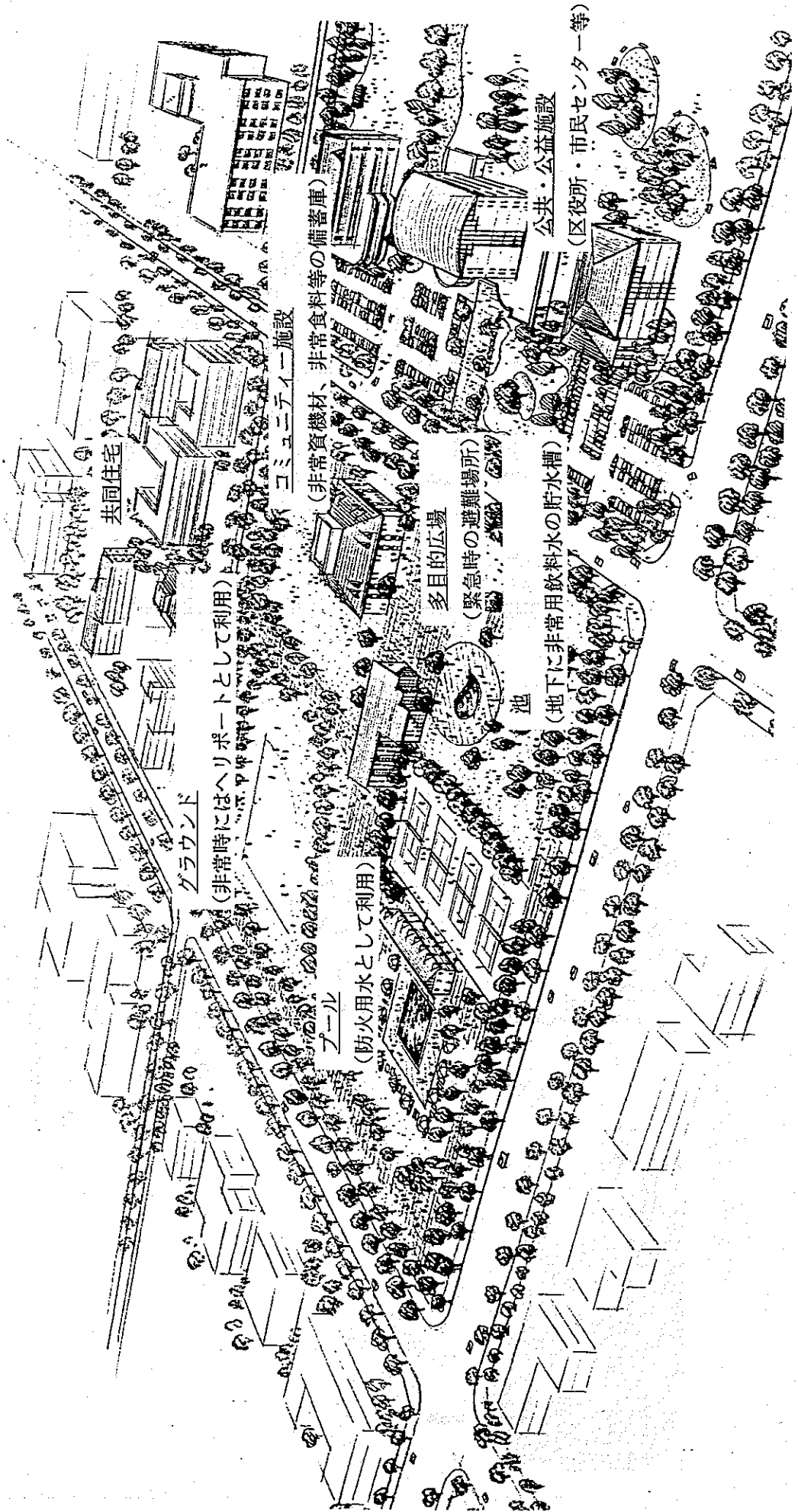
③ 身近な緑の環境づくり

住宅周辺の道路や歩道の植栽やブロック塀を生け垣にするなど努力し、緑豊かな環境を創出する。複数の住戸による庭やオープンスペースの共有化を行い、ゆとりある空間をつくり、災害時の避難場所や救援活動に使用できるよう整備する。

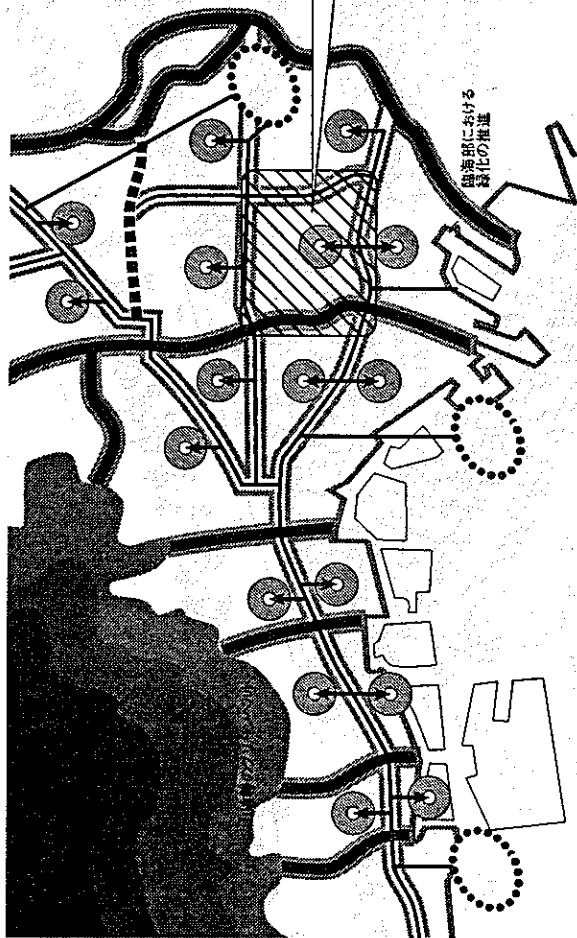
④ 広域防災対として緑地軸の整備

河川や幹線道路などの骨格となる施設に、並木や街路の植樹、歩道の拡幅などを行い、火災や強風による延焼拡大をくい止める緑の防災帯・広域防災帯を整備する。阪神間の東西に走る道路と、南北に流れる河川を活用し、市街地を概ね2kmごとに分節化して配置する。特に、河川には、所々に水がたまるくぼみを設け、緊急時の消防用水として確保できるようにする。

地域防災拠点イメージ図

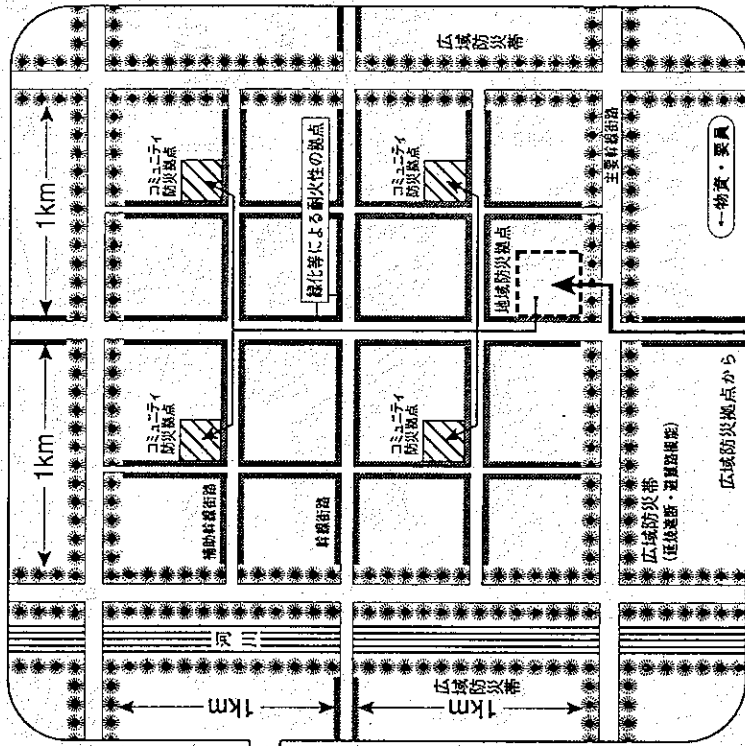


[広域防災帯の配置イメージ]



- 広域防災拠点
- 広域防災帯 (河川)
- 広域防災帯 (道路)
- 広域防災帯 (鉄道)
- 広域防災拠点(各ブロックの防災活動拠点)
- 物資・要員の供給ルート

[市街地防災のフォーマット]



(5) 国際防災センターの誘致と災害情報システムの整備

震災から得た教訓を活かし、世界特にアジア・太平洋地域の災害対策に貢献するとともに、国内の大災害に迅速に対応できる体制を整えるために、国際防災センターの誘致を図る。また、県内の災害時に的確な情報連絡体制が整えられるように、被害推計システム等と関係した災害情報ネットワークの構築を図る。

① 国際防災センターの誘致

大災害に迅速かつ的確に対応するためには、わが国はもとよりアジア・太平洋地域における災害時の緊急救助システムの整備、防災に関する人材育成、災害研究活動の促進等、国際的な防災協力体制の確立が肝要であることから、1994年国連防災世界会議で採択された「横浜戦略」の趣旨を踏まえ、主にアジア・太平洋地域における防災拠点として、国内外の大規模災害発生時に、災害救援専門ボランティアの派遣等の災害救援活動に当たるとともに、防災に関する人材育成、調査研究、広報等を行う「国際防災センター」を設置する。

緊急時には、災害情報の収集、提供をするとともに、国内外への災害救援活動や災害救援専門ボランティア等の派遣を行う。

また、平時から災害救援専門ボランティア等の養成、登録や緊急消防救助隊等の訓練、登録を行う。

あわせて、防災に関する調査研究、広報や世界の災害情報の収集、原因究明、災害の予知、予防策の研究、防災技術、防災資機材、災害医療等の研究開発、緊急情報システムの開発などを国際的な研究交流も交えながら実施する。

② 災害情報システムの整備

災害時における情報連絡の重要性を踏まえ、各種センサー、関係公共機関等からの情報収集とその解析により、迅速・的確な応急対応を実現するとともに、市町災害対策本部や公共施設等の避難所との情報交換を円滑にし、救急・救援活動等を支援する防災システムを整備する。

整備の際には、平時からの利用を図り行政事務の効率化や住民サービスの向上ならびに住民間の交流促進が図れるシステムとして整備し、天災、人災等の非常時にも誰もが操作できるようにする。

- 迅速な情報収集のため、県下各所に県独自の地震計を設置し、観測体制を強化するとともに、気象庁やライフライン各社からの情報入手ルート整備を図る。
- 迅速・的確な災害対策支援のため、災害情報データベースを整備し、総合的な防災情報を災害対策本部に提供する。また、観測した地震情報から自動的に被害規模を推計するシステムの構築を図る。
- わかりやすい情報提供を行うため、地図と対応させた被害状況等の情報を、大型表示装置に表示する。
- 各市町に端末を配置し、県の災害情報データベースの各種情報を提供する。

(6) 災害科学博物館の建設と野島断層の保存

阪神・淡路大震災の貴重な資料の保存・研究のために、災害科学博物館と野島断層資料館の建設を進め、それらの活動成果の連携を図りながら、地震研究や防災教育などの拠点とする。

① 「災害科学博物館」の建設

「災害科学博物館」は、阪神・淡路大震災の全容及び復興へのさまざまな取り組みの記録を後世に残すとともに、これまでに起こった日本や世界の地震災害、地震のメカニズムなどについて資料収集や研究、地震に関する情報提供、防災教育や学習についての普及啓発等を行う。また、震災の資料の収集や展示、都市災害に関する調査研究、外国への防災関連技術の提供、地域に即した防災マニュアルの作成、防災訓練の指導や指導員の育成などを行う。

② 野島断層の保存

阪神・淡路大震災の「証人」である北淡町の「野島断層」露出部は、震災のつめ跡を後世に伝え、また、この断層から土地がどのように動いたかが正確にわかるなど、今後の地震研究には欠かせない貴重な資料となる。1891年の濃尾地震・「根尾谷断層」と同様に、国の天然記念物として、関係者の協力のもとで永久に保存する。

(7) 大学等における震災と復興の研究への支援と記録誌の作成

震災の地震動メカニズムや被害状況などを明らかにするため、震災直後から、各大学や各学会などによってさまざまな研究が始められている。神戸大学は、全学部から約200人の専門家の参加のもと、震災の被害や復興策などを研究する「震災総合研究会」を発足させ、「活断層」、「都市構造物」、「医学」、「社会、経済」の4分野で、3年間の予定で研究し、大震災にどう対応するのかなどのノウハウを検索できる「震災データベース」の創設などをめざしている。

神戸商科大、姫路工業大、看護大、姫路短大の県立4大学の都市政策や環境計画、医学などの教授が「ひょうご創生まちづくり研究センター」を設立し、震災からの復興に関する共同研究や、まちづくりに必要な資料やノウハウの提供などを行っている。関西学院大学も学部間を超えた総合的研究を行い、各学部から21人の教授らが参加し、住民やボランティアに関する実態調査や震災が日本の社会システムに与えた影響など23の項目について、3年間で研究する。

また、京都大学防災研究所も、突発災害調査団を組織するとともに、神戸大学や東京大学など全国の16の研究機関や病院の研究者などと協力し、震災によって引き起こされた都市災害を総合的に研究する共同研究チームを発足させ、幅広い分野の研究者が現地入りしてデータを収集した。

今後、大学はじめ関係学会、また研究機関は、このような震災関連研究を連携して実施するとともに、その活動を国や県などが必要に応じて積極的に支援する。

また、これらの学術的な研究成果とともに、地域のまちづくり協議会やボランティア団体等の活動記録などを収集、整理していくことも、今後の震災・復興研究に欠くことのできない貴重な資料・記録となる。

したがって、今後、これらすべての震災と復興の資料・記録を、総合的に収集、体系的に整理、分析し、地震メカニズムや防災都市づくり、また、復興のプロセスなどを年ごとに記録し、それを集大成した「街の復興カルテ―阪神淡路大震災・復興記録誌」を作成する。

その資料収集、整理から編集など一連の作業には、大学、調査研究機関はもちろん、まちづくり協議会、ボランティア団体など、あらゆる分野の幅広い参画を得て、早急に委員会を組織し、具体的な作業の内容、方法、スケジュールについて検討する必要がある。

2 住みやすい住宅復興をめざす

(1) 「ひょうご復興住まい・まちづくりセンター」の設置による自力復興支援

被災した分譲マンションの再建や戸建住宅の再建にあたっては、税制、建築技術、融資、法規制等の専門的な知識が必要である。また、住民が主体となってまちづくりを行うにあたっては、まちづくり手法・制度などの専門的な知識が必要となる。これらの活動に対して、多様な情報を提供するとともに、被災者と一体となってその再建を支援する「ひょうご復興住まい・まちづくりセンター」を、被災地各所で10年の復興期間中、開設する。センターに求められる機能と業務は次の通りである。

○住宅再建への相談業務

- ・被災マンションの再建相談と専門家の紹介
- ・住宅の建替相談
- ・住宅の補修・修繕相談（改善プラン・費用や融資制度等の紹介等）
- ・共同化・協調化再建等を適切に支援するアドバイザーの派遣
- ・輸入住宅に関する情報提供

○まちづくり促進業務

- ・まちづくりに関する幅広い相談
- ・まちづくり協議会等組織化の相談
- ・民間・大学等の都市計画専門家及び研究者をまちづくりアドバイザーとして派遣し、住民等によるまちづくり計画の作成を支援する。
- ・まちづくり情報の広報

○情報誌の発行

住宅再建やまちづくりのメニュー、モデルプランとその費用、成功事例、活動事例等を盛り込んだ情報誌を発行する。

なお、相談業務は、弁護士、税理士、建築士、住宅金融公庫の職員や（社）建築・設備維持保全推進協会、（社）再開発コーディネーター協会、全国建設労働組合総連合会などの会員が担当する。

(2) 7万7千戸の復興公的供給住宅の早期建設

震災で木造賃貸住宅をはじめとし、多くの賃貸住宅が被害を受けた。また、地震による失業などで所得が激減した世帯など従来の持家志向から借家志向へ移行する世帯もかなりあると思われる。これらの被災者に適正な負担で良質な住宅を供給するために、県、市町、住宅・都市整備公団などの公共団体等が果たす役割は大きい。そこで、「ひょうご住宅復興3カ年計画」を早急に策定して、公営住宅、特定優良賃貸住宅などのさまざまなタイプの公的供給住宅を大量に建設する。

ひょうご住宅復興3カ年計画による復興公的供給住宅の概要はつぎのとおり。

・災害復興公営住宅の建設(18,000戸)

災害公営住宅の建設、買取り・借上げ公営住宅の活用等により大量の住宅を供給し、応急仮設住宅等に収容されている被災者に低廉な家賃の住宅を供給する。

・再開発系住宅(従前居住者用賃貸住宅)の建設(6,000戸)

土地区画整理事業等の面的整備事業の推進のため、その事業が施行される以前に居住していた住宅を失うこととなる借家人等に対して、住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業等により市町が従前居住者用賃貸住宅を積極的に供給する。

・災害復興準公営住宅(特定優良賃貸住宅)の建設(18,000戸)

民間の土地所有者等が、国又は県、市町、復興基金からの建設費の助成、家賃減額のための補助、借入金に対する利子補給等を受けれる「特定優良賃貸住宅制度」を活用し、賃貸住宅を建設する。それを住宅供給公社等が借上げ、又は管理を受託して、公的な賃貸住宅として供給する。

・公団・公社による住宅建設(22,000戸)

住宅・都市整備公団、兵庫県住宅供給公社、神戸市住宅供給公社が賃貸住宅を中心に住宅供給を行う。

・民間住宅のうち、まちづくり系住宅の建設(13,000戸)

再開発事業により建設費の助成を受けて、住宅を建設する。

(3) 高齢者・障害者に配慮した住宅の建設

震災で、社会的弱者と言われる高齢者や障害者に人的被害が集中したことを反省し、福祉のまちづくりを一層進める。特に、緊急避難時においても、高齢者・障害者が安全に避難できるよう、あらゆる人に安全なバリア・フリー住宅づくりを推進し、すべての住宅に普及させる必要がある。

そのため、県、市町、住宅・都市整備公団等が建設する住宅や特定優良賃貸住宅は、すべて高齢者・身障者への対応を行う。また、民間住宅は、啓発・指導を行うとともに、低利の融資制度の創設などにより支援を行う。さらに、既存の住宅についても、住宅改造支援チームを編成し、それぞれの状況に応じた改造が行えるよう助言や補助を行う制度を創設する。

高齢者・障害者に配慮した住宅の仕様例はつぎのとおり。

- ・車椅子などでも玄関まで容易に行ける。
- ・トイレ、浴室、玄関、階段などの壁面に手すりを設置する。あるいは、手すりが取付可能なように下地補強をする。
- ・住戸内部は、玄関、浴室、ベランダを除き段差をなくす。玄関、浴室、ベランダに、段差は跨ぎ越えてなく、10cmまでの単純段差にする。
- ・住居内の通路は85cm以上の幅を確保する。ドアなどの出入口の幅は80cm以上の幅を確保する。
- ・階段の踏み面は滑らない仕様にする。
- ・ドアの把手、水道の栓はレバーハンドルにする。

(4)新しいシステムを取り入れた復興住宅の建設

新たに建設する住宅は、今後策定される防災都市基準に沿って耐震性能、耐火性能の向上を図るとともに、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー住宅、コーポラティブ住宅やコレクティブ住宅などコミュニティ形成に配慮した住宅、環境にやさしい住宅、光ファイバー設備を完備した住宅、部品が規格化・標準化された輸入住宅など、新しいシステムを取り入れたものを積極的に開発し、普及させる。これらの住宅の建設にあたっては、県、市町が建設費の補助や住宅用地の優先分譲などを行う。

新しいシステムを取り入れた住宅はつぎのとおり。

- ・耐震、耐火住宅

直下型地震を考慮に入れた耐震性能を備え、耐火性にも優れた住宅

- ・バリアフリー住宅

床段差の解消、階段・便所・浴室への手すりの設置、廊下・出入口の幅の確保、便所と寝室の近接など、身障者や高齢者が暮らしやすい住宅

- ・コーポラティブ住宅

入居希望者が集まって組合をつくり、土地の購入から設計、工事まで自らが共同して行い、住民の好みを生かして建設する住宅

- ・コレクティブ住宅

住戸はそれぞれ独立していてプライバシーを確保しながら、共同の食事室、台所を持ち、各世帯が食事を一緒に作って食べ、建物の管理・運営も共同で行う住宅

- ・環境共生住宅

屋上の緑化などの環境対策、住宅の高気密・高断熱化、太陽光を利用した暖冷房・給湯システムの導入、照明機器の改善などによる省エネルギー対策、リサイクル可能な部材の使用、雨水・排水の再利用など環境にやさしい住宅

- ・光ファイバー設備を完備した住宅

マルチメディアの普及に備えて、光ファイバー設備を完備した住宅

- ・輸入住宅

規格化した材料で建設するツブイワー工法を主流とした海外の住宅

(5)「被災市街地復興推進地域」における住宅の建設

面的に被害が甚大であった地区については、建築基準法第84条の建築制限区域に指定し、その制限期間の終了とともに、「被災市街地復興特別措置法」による「被災市街地復興推進地域」の都市計画指定を受けた。

この指定地域において、建築制限を継続しながら、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業等を適切に連動させて、道路や公園などの都市基盤施設の整備を行い、住宅の再建を進める。

なお、再建計画の策定にあたっては住民等関係者の協力を得る。

事業の実施にあたっては、基本的には、地域のコミュニティを回復するために、できるかぎり住んでいた場所での住宅の建設、賃貸住宅への入居を行うこと、多様な家族・世代のあるコミュニティをつくるため、新たに建設する住宅は、単身用住居から多世代用住居などのさまざまな世帯が入居できるものとする。画一的なまちを建設するのではなく、地域の特性を十分に考慮し、地域にふさわしいまちを建設することとする。

○ 土地区画整理事業

特別措置法の特例を活用して、住宅の再建を促進する。

- ・復興共同住宅区を設け、土地の集約換地を行い、住宅の共同再建を促進する。
- ・従前の土地に代わって、事業区域内のみならず、事業区域外においても住宅及び土地を提供し、住宅の再建を促進する。
- ・都市開発資金による土地の先行買収を行い、公共施設用地を確保し、事業を円滑に進める。
- ・工事の都合により一時的な立ち退きを余儀なくされるものに対して、仮設住宅や仮設店舗を幅広く活用する。

[事業地区]

神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び北淡町の6市町12地区

- ・神戸市(5地区)―森南地区(約16.7ha)、六甲道駅西地区(約19.7ha)、松本地区(約9.7ha)、
御幸地区(約10.1ha)、新長田・鷹取地区(約69.2ha)
- ・芦屋市(2地区)―芦屋西部地区(約21.2ha)、芦屋中央地区(約13.4ha)
- ・西宮市(2地区)―森島地区(約10.5ha)、西宮北口駅北東地区(約31.2ha)
- ・尼崎市(1地区)―築地地区(約13.7ha)(予定)
- ・宝塚市(1地区)―中筋JR地区(約24.3ha)(予定)
- ・北淡町(1地区)―富島地区(約20.5ha)

○ 市街地再開発事業

市街地再開発事業を積極的に実施して、土地の高度利用やオープンスペースの確保を図り、被災を受けた地権者の現地残留希望に応えつつ、良質な住宅の供給、商業環境の整備などを進める。

[事業地区]

神戸市、西宮市及び宝塚市の3市6地区

- ・神戸市(2地区)―六甲道駅南地区(約5.9ha)、新長田駅南地区(約20.0ha)
- ・西宮市(1地区)―西宮北口駅北東地区(約3.4ha)
- ・宝塚市(3地区)―売布神社駅前地区(約1.6ha)、仁川駅前地区(約1.6ha)、宝塚駅前地区(約0.9ha)

○ 住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業などの住宅系面的整備事業と適切に連動して、従前居住者用住宅を建設するとともに、共同住宅を中心とした住宅建設を推進する。

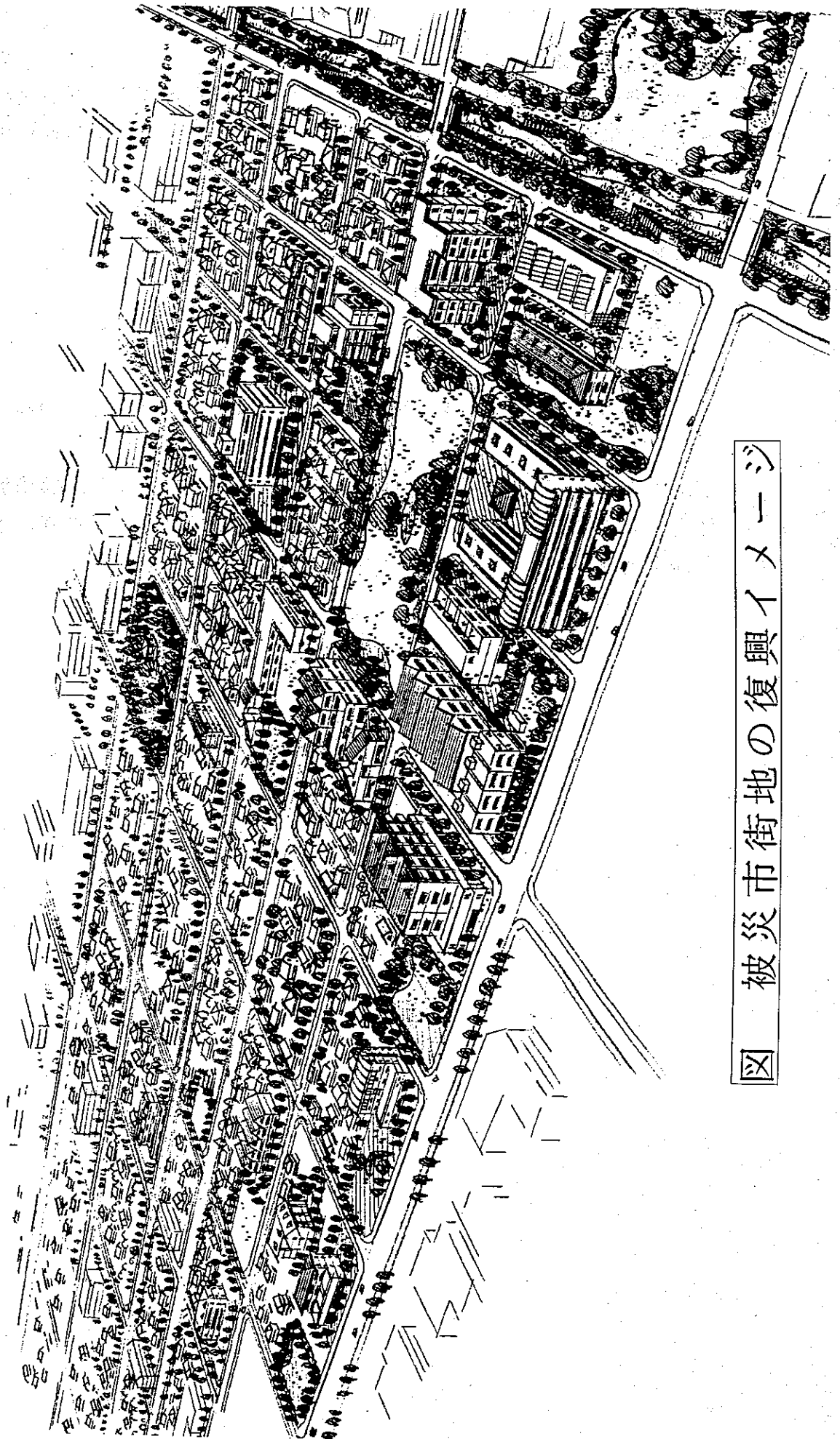


図 被災市街地の復興イメージ

(6)神戸市東部新都心づくりと臨海部の新しい都市核における住宅の建設

阪神高速南側の中央区・灘区にまたがる神戸製鋼所、川崎製鉄の工場跡地とJR東海道線南側の商店、住宅が混在した地域を新たな都心として整備する。WHO神戸センターをはじめとする国際的な研究・交流施設の誘致や医療・福祉の拠点として整備するとともに、住宅や産業業務施設用地等の供給を行い、居住人口3万人の新都市を建設する。

また、臨海部の他の大規模工場跡地や埋立地の土地利用計画も変更して住宅用地を確保し、被災市街地から転出を希望する被災者や土地区画整理事業などの面的整備事業に協力して転出する被災者に提供する。

これらの新しい都市核の建設にあたっては、県、市町、公団、公社、民間事業者が協力しながら進め、住宅の他に、業務、商業、工業、保健、福祉、医療、教育等の複合機能を持ち、情報通信の基盤的施設を完備したものとする。

さらに、高齢者や障害者を含めたすべての人々が安心して快適に生活できるように、都市施設・建築物のバリアフリー化を進めるとともに、阪神・淡路地域がこれまで醸成してきた美しい街並み・景観・文化を再生させた町にする。

各地区の中心には公園を設け、「コミュニティ防災拠点」とし、平常時には住民の憩いの場として、災害時には避難場所、防災活動拠点として活用する。

○ 神戸市東部新都心

中央区・灘区にまたがる臨海部を整備して、住宅を中心とし、教育、文化、保健、医療、福祉、業務、研究、国際、防災機能等の複合機能を持ち、光ファイバー通信網など情報通信の基盤施設を完備した新都心を整備する。

住宅は県、神戸市、住宅・都市整備公団等が中高層住宅を中心に約10,000戸を建設する。住宅の建設にあわせて、小学校、中学校を建設する。

その他に以下の施設を誘致する。

・「国際・研究機能」

WHO神戸センター、国際エメックスセンター、東アジア地域での大気保全に関する国際組織、兵庫国際センター（JICA国際センター、兵庫国際交流センター、アジア・環太平洋教育研修センター）

・「文化・交流機能」

県立美術館、企業記念館、交流施設

・「業務・研究機能」

保健・医療・福祉に関する業務・研究機関

・「保健・医療・福祉機能」

災害医療センター、総合病院、全県的安心拠点、全県的ボランティア推進センター

また、水際や地区の中心部に公園を設け、平常時には住民の憩いの場とし、災害時には避難場所、防災活動拠点とする。

○ 西宮浜地区

被災市街地の復興を推進するため、西宮浜南西部区域に、土地利用計画を変更して住宅用地を確保し、公共マリーナとの調和を保ちながら、約 3,500戸の住宅を建設する。その他、商業業務施設、教育施設を建設するとともに、公園・緑地等を整備し、防災機能をあわせもったまちづくりを進める。

○ 南芦屋浜地区

民間マリーナを核としたウォーターフロントの特性を活かし、民間活力を導入して、住宅、商業、文化、海洋性レクリエーション等の複合機能を持った都市を建設する。

約 3,000戸の住宅を建設する他、マリーナ施設、商業・業務研究施設、教育施設、文化施設、公共公益施設などを建設する。

また、公園・緑地等を整備し、災害に強いまちづくりを行う。

○ 尼崎臨海西部拠点開発地区

尼崎臨海部で遊休している工場跡地等を「震災復興拠点」と位置づけ、開発整備を進め、住宅、産業・業務施設、交流・交易施設を建設する。

また、公園・緑地等も整備する。

○ 六甲アイランド

被災地の復興のための、住宅、産業等の受け皿として積極的に整備・活用を図る。

(7)復興モデル住宅街区の建設

復興の希望を与え、活力を高めるとともに、阪神・淡路の復興を内外に向かってアピールするため、臨海部並びに内陸部の新しい都市核において、「復興モデル住宅街区」を指定し、早期に建設する。

街区の建設は国際コンペの実施など広く民間から提案型のモデル事業を募集し、公的資金による特別融資、助成により行う。復興モデル住宅街区の建設の考え方はつぎのとおり。

- ・ 多様な建築工法、住戸タイプ、価格、デザイン、省エネ設備や光ファイバー等の新しい設備を備えた住宅、新しい形態の集合住宅、若い人から高齢者までの多世代、障害者等のさまざまな人が居住できる住宅などを建設する。
- ・ 道路、歩道、情報提供手段の建設にあたっては、高齢者・障害者をはじめ、すべての人に配慮する。
- ・ 光ファイバー通信網の整備など新しい通信システム、簡易型携帯電話（PHS）、衛星通信、インターネットなど多様な通信手段を先行的に整備する。
- ・ 街区内に公園や広場を設け、街路には植栽を行い、住宅の周りには生け垣を設けるなど緑豊かなまちをつくとともに、防災の機能も持たせる。
- ・ 地区のデザインは、阪神・淡路地域がこれまで醸成してきた美しい街並み、景観を再生させる。

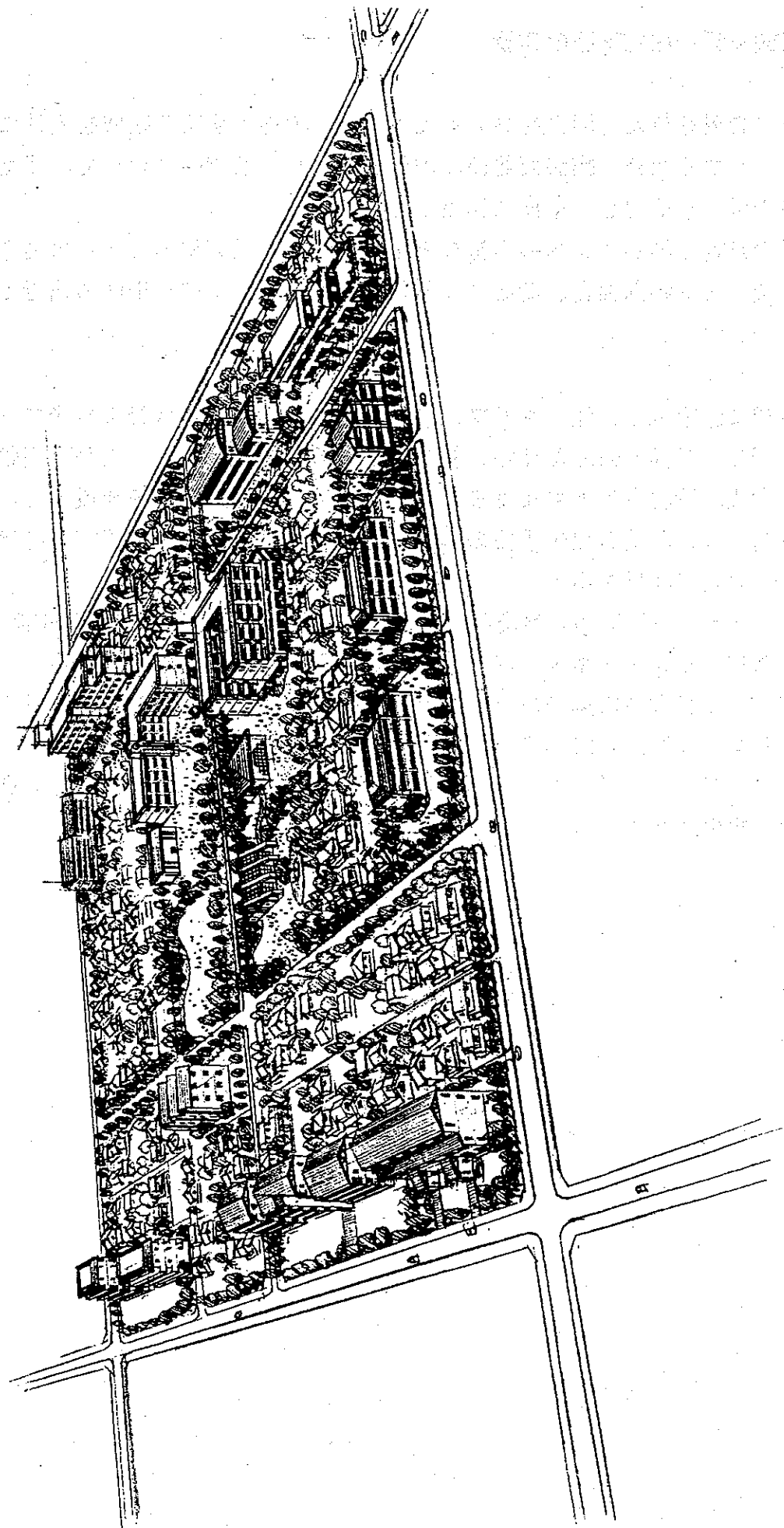


図 復興モデル住宅街区のイメージ

3 新しい福祉都市をめざす

(1) こころのケアセンターの開設と機能の充実

震災後、被災者が精神的な不安を訴えるケースがクローズアップされている。震災後の2ヶ月時点での精神保健相談は9,800件以上にも上り、平年の約3倍の数字となっている。今後も心のケアの問題は、数年続くことが考えられるため、その対応を的確に行うとともに、この機会に広く心の健康についての認識を得る取り組みを実施する必要がある。

家屋倒壊の恐怖、肉親との死別、財産の喪失、長期にわたる避難所・仮設住宅での生活によるストレス、また、今後の生活の目途が立たないことによる不安などによるメンタルケアを必要とする人々に対して、長期的視野に立つケアを行う「こころのケアセンター」を神戸市に、さらにその地区センターとして「地域こころのケアセンター」を被災地の保健所単位に開設する。

また、広く健常な人も利用・活用可能な施設にしていくため、心の健康に関する講座開催などにも取り組む必要がある。

ケアセンターの事業内容はつぎのとおり。

○こころのケアセンター

- ・地域こころのケアセンターの運営指導・技術指導
- ・地域こころのケアセンターを設置しない被災地保健所の心のケア支援
- ・PTSD（心的外傷後ストレス症候群）等に関する調査研究等

○地域こころのケアセンター

- ・心の問題についての相談
- ・講演会、座談会の開催
- ・巡回訪問・指導
- ・グループホーム、小規模作業所の運営等

(2) 災害医療センターの創設と災害医療システムの構築

震災直後の被災地における医療は、病院・診療所の被災、医薬品等の不足もあって十分な災害医療がなされなかったことの反省を踏まえ、災害時に的確に対応する災害医療システムを早急に構築するとともに、その中核となる災害医療センターを開設する。

① 災害医療センターの創設

災害時の医療に迅速にしかも的確に対応するため、災害医療情報・人材等を一元管理するとともに、独自の大容量自家発電装置、大型貯水池を備えた災害医療センターを整備する。

センターには、電話回線が途絶した場合でも衛星通信や緊急無線等で他の医療機関等と連携を取り、患者搬送についての指示等を行う情報・指令センターを併せて整備する。

平時は高度医療施設として機能するとともに、災害医療研究、県民に対する防災教育、災害医療の教育・訓練及び医療ボランティア確保の役割を果たす。このほか、敷地内にヘリポートを新設し、医薬品、食料、患者の輸送を行うことについても検討を進める。

② 災害医療システムの構築

災害時の迅速な活動のためには、情報の正確な把握が最も重要であり、電話回線の混乱、停電時にも機能停止しない災害医療情報通信ネットワークの整備を急ぐこととする。

さらに、被災地域への支援活動のため医療救護チームの派遣及び後方病院としてヘリポート・簡易ベッド等を装備した災害医療拠点病院を二次医療圏ごとに整備する必要がある。また、保健所が地域における関係機関・団体と連携し、災害時の情報収集、医療ボランティアの調整を行う。

病院レベルでの災害対策の強化のための災害時対応マニュアルの策定、自主点検及び訓練のためのガイドラインの作成が必要である。その他にも、医薬品等の大量の備蓄・供給体制の早期確立、災害時の搬送システムの確立について検討を進めることとする。

(3) WHO神戸センターの創設と関連施設の開設支援

都市における健康問題について研究・活動する拠点として、神戸に開設が決まったWHO神戸センターを、世界に開かれた神戸の一つの復興のシンボリック拠点と位置づけて、広く支援を進める。平成8年の活動開始を受けて、神戸センターに、被災地の健康・医療、災害医療等の研究を要請する。

また、開設が予定されている東アジア地域での大気保全に関する国際組織や国際エメックスセンターとの研究面における連携に期待して、それぞれの関係者に今後要請する。

(4) ヘルスパークの設置

災害時の健康維持方策を含めての人々の健康づくりに関する総合的な拠点として、また、阪神・淡路復興のシンボルとして健康科学博物館を中核とする「ヘルスパーク」の設置を検討・調査する。

ヘルスパークは、健康科学博物館及び健康医療福祉機器等の常設展示場で構成されるもので、健康科学博物館は、健康づくりの学習・交流機能を持ち、平時から、健康づくりの知識や災害時における健康維持の工夫等について学ぶとともに、他の来場者と交流しながら運動・栄養・休養を体験、実践し、健康づくりのノウハウを学習する場とする。

さらに、調査・研究機能も持ち、災害医療センター、WHO神戸センター、内外の研究機関等との人材交流を図りながら、調査・研究を実施することとする。

また、震災における健康問題を含め、内外の健康についての情報を広く収集し、各国の研究者や実践活動家に提供するのをはじめ、健康教育についても取り組む。施設の整備については、今後の調査結果に沿い、国の協力も得た関係者の協議に期待する。

健康医療福祉機器等の常設展示は、機器の展示のみならず、WHO神戸センターや健康科学博物館等との連携による健康関連機器等に関する情報発信や機器の開発等にも取り組む活動を行う。この活動を契機として将来には、周辺の地域が健康医療福祉関連産業の集積によるビジネスセンターとして展開する。

(5) フェニックス・ネット構想の推進

震災で得た教訓をもとに、近隣が助け合って災害に強い社会を作るため、県民運動、コミュニティー活動、ボランティア活動、保健医療福祉事業等を展開する。

県域、広域、市町域、中学校区、小学校区など各生活区ごとに、コアとしての「場、ヒューマンパワー、情報、ケア」を縦につないで、有機的連携、ネットワーク化を図ることが重要である。

そのため、「ふれあいネット」、「ボランティアネット」、「ケアネット」を縦横に連結するシステムとして「フェニックス・ネット構想」を推進する。

①ふれあいネット（人間関係づくりの仕掛け）

被災地における地域課題の解決や、また住民の自立復興活動を支援するための拠点として、「フェニックス・ステーション」を中学校区に1～2箇所程度設置する。フェニックス推進員を配置し、交流、県民運動支援等の活動を行う中で地域問題解決、豊かな人間関係の形成を図る。

ステーションは街区エリアに設置されるコミュニティプラザ等と連携し、効果的に活動を展開する。また同じエリアを対象地域とするボランティアネットの地区ボランティアセンターや地域ケアステーションとの連携も重視する。

②ボランティアネット（新しいボランティア活動の支援ネット）

ボランティア運動の輪が広がり、ボランティアリズムが社会へ一層浸透するよう、地区ボランティアセンター、市町域そして全県間の交流が進められ、また、それぞれのエリアでの県民運動等の幅広い運動の展開と専門的人材の確保が図られることを期待する。

③ケアネット（保健・医療・福祉の総合的ネット）

住民相互の助け合いを基調に、適切なケアサービスの実施、災害時等の危機管理機能を併せ持つ拠点として地域安心拠点を体系的に整備する。

小学校区には、基本的な在宅ケアとふれあいの場となるコミュニティプラザを公民館等の既設の建物を活用して設置する。中学校区には、施設ケアと在宅ケアの人材・情報拠点であり地区災害センターともなる地域ケアステーションを設置する。市町域には、総合的なケアマネジメント機能を持つ総合ケアステーション、そして県域には全県的ネットワーク拠点として全県的安心拠点を設置する。

それぞれのエリアで他のネット拠点と情報交換を密にし、助け合い・ふれあいのネットワークづくりを効果的に進める。

(6) バリアフリーな生活・居住環境の創造

震災後、高齢者・障害者等が避難所への移動、避難所等での生活に非常に苦勞した事実を踏まえ、高齢者・障害者等にやさしい福祉の観点を取り入れた整備を進める必要がある。

そのため、バリアフリーの思想の徹底によるまちづくりを進め、災害時の避難経路の確保を図るのみならず、平時においても、すべての人にやさしい、安全な生活・居住環境を実現する。

①非常時の避難路の確保

地震の後の避難は、健常な人にとっても危険で困難であったが、歩行に支障のある高齢者・障害者やその介護をする人にとっては、さらに困難な状況となった。

こうした震災経験を参考として、高齢者や障害者を含むあらゆる住民が、公共施設、道路及び公園などを安全かつ快適に利用できるようノーマライゼーションの視点に立った生活環境のバリアフリー化を強く進める。

また、民間事業者に対する啓発・指導を積極的に行うとともに、災害時の避難誘導にも役立てるため、音声・ひらがな・サイン等により、高齢者、障害者や外国人県民を含め誰にもわかりやすい方法で情報を提供することを検討するなど、新たな観点で福祉のまちづくりを推進する。

②市街地再開発等におけるバリアフリーのモデル事業の実施

被災地における生活・居住環境のバリアフリーを進めるにあたり、これらの事業が直ちにすべての事業者等に受け入れられることは難しいと考えられるので、モデル事業として事業を行う。

被災地域において市街地再開発事業及び土地区画整理事業等を実施する地区を対象に、面的に高齢者や障害者等の利用に配慮した建築物道路等が一体的な整備が行われるよう関係者が努力する。そして震災の様々な教訓を生かし、今後の面的整備の全国的なモデルとなるようなものとする。

(7) ボランティア運動の高揚・支援と災害ボランティア国際センターの設立

震災時の救助・救援活動に活躍したボランティアに対して、高い評価が与えられた。そして、これからの復興の過程で真のボランティアが市民社会に浸透し、今後一層その輪が広がっていくことが期待されている。このための施設整備、組織運営等に必要な支援を行う。

① ボランティア推進センターの整備

ボランティア活動の相談窓口やコーディネート、連絡交流、ネットワーク等の機能を果たす拠点を、住民に身近なコミュニティレベル、市区町レベル、さらに全県レベルで整備する。また、その運営は可能な限りボランティアを含んだ民間団体に委ねることとし、行政は運営が円滑に進められるようバックアップする。

② 災害救援専門ボランティア等の育成

大規模災害の救援体制を強化するため、消防・医療・建築など専門性の高い分野で、大災害の際の初期救助活動のあたる「災害救援専門ボランティア」の育成を図る。また、併せて、民間団体や消防学校を拠点とした民間ボランティアの育成も図る。

③ ボランティア運動支援基金の創設

救助・救援活動で、行政の本格的な出動より早く、またきめ細かく活動できたボランティアの高い評価を踏まえ、多種多様なボランティア活動が、安定的、継続的かつ積極的に行われるよう行政が資金面等で支援するボランティア運動推進基金を創設する。この基金の活用によるボランティア活動の一層の振興と今後の復興におけるボランティア運動の高揚を期待する。

④ ボランティア活動に対する顕彰

ボランティアとその団体に対し、その活動を讃え、年毎に、また対象活動毎に顕彰し、今後活動に期待する。

⑤ 国際災害救済ボランティアセンターの設立

国際的な災害救助の体制づくりを進めるため、海外の国際的ボランティア組織と連携し、将来の国内・海外の災害時における医師等の専門ボランティアの受入れ・派遣、医薬品・救援物資等の受入れ・発送に的確に対応できる国際災害救済ボランティアセンターを設立する。

4 新しいライフスタイルと風格ある文化都市をめざす

(1) 学校の復興と防災教育の推進

震災において、学校施設が地域の一時避難所としての役割を果たした一方で、学校本来の教育機能の回復に課題を残す結果となった。また、被災した子どもたちが余震の恐怖を引きずりながら、精神的に立ち直れないでいるケースも多く、児童・生徒の心の傷を今後どう癒していくかについても重要な課題となっている。こうしたことから、震災体験を教訓として、学校教育を通じた新たな防災教育の推進などが課題となる。

① 「防災教育検討委員会」の設置

震災の記録と検証を通して、その課題を明らかにするとともに、今後の学校における新たな防災教育の在り方を研究するため、学識経験者からなる「防災教育検討委員会」を設置して検討を進める。委員会では、災害時における避難所としての学校施設の在り方や管理運営方法、情報伝達方法など環境整備について、また、防災教育の指導内容や方法、防災訓練の方法など防災教育の推進について、さらに、児童・生徒や教職員の心のケアの問題について検討する。そして、この委員会による検討と研究成果を早急にまとめ、本格的な防災教育を実践する。

② 「防災教育手引書」の作成

生命の大切さと安全指導の徹底に重点をおいた「教師用防災教育の手引き」を作成し、学校における新たな防災教育の実践に努めるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた副読本の作成、カリキュラム化を進める。

(2) 大学都市づくりと「兵庫学生街」の建設

震災によって、阪神間の各大学は校舎や研究施設が大きな被害を受けた。また、大学生・大学院生などを受け入れてきた各大学の学生寮や下宿などが倒壊したため、大学周辺に学生が居住できない状況が生まれている。

大学の復興はもとより、被災地域における教育環境を早急に回復するため、学生たちが生き生きと生活し学ぶ活気あふれる大学都市づくりとその一環としての学生街の建設を推進する。

① 大学の復興

被害を受けた大学の緊急的復旧を急ぐとともに、校舎や研究・実験室等の耐震性の強化や通信機能の充実など防災機能の強化を進める。

② 「兵庫学生街」の建設

県及び神戸市ほか阪神間6市が、各大学とともに、パリ国際大学都市をモデルにして、「兵庫学生街」の建設構想を進め、具体化調査を早急に実施する。それにより活力をもたらす知的な都市づくりをめざす。

(3) 阪神・淡路文化復興運動の高揚と支援

震災によって、阪神・淡路地域の人々の誇りであったアメニティ豊かな生活文化や、すぐれた芸術文化が、存続の危機に立たされた。このことは、被災地のみならず関西文化の崩壊にもつながるといえる。このため被災地はもとより、広く文化復興運動の高まりに期待し、それぞれの運動の連携による効果的な復興を進める。また、行政や各種団体が積極的に支援を行う。

① 生涯学習による生活文化の復興

生活文化の復興にあたっては、震災の現場や復興の過程で、コミュニティのきずなやつながりの重要性が、改めて認識されたことから、今後、地域におけるコミュニティ活動や、県民みずからが参画する生涯学習活動を一人一人の危機管理や新しい社会で生きる力をつける学習として、地域の人々が参画して実践するものとして進める。そして、阪神・淡路地域の生活文化を、県民みんなの力で復興させようとする気運を盛り上げる。

② 芸術文化の復興イベントの開催

芸術文化の復興には、震災当初から、阪神・淡路の芸術文化の灯を守るため、すでに各地で、美術、音楽、文学、演劇などさまざまなチャリティイベントが興っている。芸術家や芸術文化団体、ボランティアなどによる芸術文化復興イベントの開催などによって、復興気運の醸成を図るとともに、これらの運動を積極的に支援する。また、被災地にとどまらず広く、海外や全国的な芸術文化支援運動の高まりに期待し、これらの活動を通じて、阪神・淡路の新しい創造をめざす。

③ 「ひょうご文化復興基金」の設立

芸術文化の担い手である若い芸術家などの活動を支援するため、行政、個人、企業、団体など幅広い助成資金によって運営される、「ひょうご文化復興基金」を創設する。また、この基金は、さまざまな分野から幅広い助成資金を獲得できるように、マンション型コミュニティ財団として設立を検討する。

④ ひょうご文化創生運動の高揚

阪神・淡路文化を再発見、再評価するとともに、美術、音楽、文学、演劇などさまざまな領域の芸術文化を融合し、刺激し合う新しい文化創造への運動を高める。この運動の推進にあたっては、たとえば若手アーティストなどが企画、立案、プロデュースを担当し、行政、個人、企業、団体など幅広い分野からの支援を得て実施する。

(4) 新県立美術館など芸術文化振興のための中核的施設の建設

震災によって、公立美術館・博物館では、県立近代美術館、神戸市立博物館、明石市立天文科学館など18施設で大きな被害を受けた。また、私立美術館・博物館では、香雪美術館や西宮市大谷記念美術館、辰馬考古資料館など17施設が被害を受けた。

これらの被災した美術館・博物館の緊急的復旧を行い、施設の耐震性の強化など防災機能の強化を図るとともに、芸術文化振興のための新しい中核的施設を建設して、芸術文化環境を復興する。

①「芸術文化センター」の建設

兵庫県が県民文化の振興を図る拠点として、西宮市高松町で計画を進めてきた「芸術文化センター」は、復興への意欲を喚起するとともに、建設予定地の西宮市の復興のみならず、阪神文化の復興に寄与することから、関係団体の協議を図りつつ、建設事業を推進する。

「芸術文化センター」は、舞台芸術や演劇など阪神文化の発表、交流の場として、また、オペラやミュージカルなど世界的な芸術文化活動の拠点として建設し、さまざまな公演ができる大ホールや中・小ホールなどを備える。

②「新県立美術館」の建設

県民ニーズや時代の要請等に対応できる質の高い、また地域の芸術家の発表の場、活動の拠点として、「新県立美術館」構想を具体化し、阪神文化の復興に大きく寄与するとの観点から、その建設を推進する。

「新県立美術館」は、県民に開かれ、国際的にも通用する質の高い美術館として、神戸市内に建設し、これまで県立近代美術館が収集、保管、展示してきた、すぐれた美術作品を体系的、系統的に展示するとともに、特色あるコレクションの新規収集や大規模美術展の招致、企画展などを開催する。

(5) 総合国際ゾーンの整備

震災後の神戸の活気を独占した南京町のにぎわいのように、人を引きつける物やサービスの提供は、被災地に活気を取り戻し、復興への足取りを確かなものとするために極めて重要な役割を果たしている。

このため、全国や広く世界をも視野に入れて、内外から人を引きつけ、さまざまな分野での国際交流・協力を広げる総合的な拠点づくりをめざす。国、兵庫県、神戸市が中心となって、兵庫国際センターや外国公館エリアなどで形成する総合国際ゾーンを神戸市内に整備する。

①「兵庫国際センター」の建設

県と国際協力事業団が中心となって、発展途上国からの技術研修員受入や国際協力に関する情報提供、県民との交流、調査研究機能、あるいは、自治体の国際開発人材育成機能をも集積した、地域の国際交流・協力の拠点として「兵庫国際センター」を、神戸市東部新都心に建設する。

センターは、ケミカルシューズなど海外へ技術移転ができる産業の研修生を海外から受け入れる JICA 国際センターと海外情報の提供や国際協力ボランティアの養成講座を設け、外国人相談窓口も設置し、災害時は、外国人へ災害情報を提供する拠点になる国際交流センター及び、アジア諸国と画像転送など多様な情報伝達手段で結び、最新の生活情報や産業技術を各国や国内の NGO に提供するアジア環太平洋教育研修センターの 3 施設を中心に検討する。

②「外国公館エリア」の建設

地域国際化の促進や外国企業、国際機関の誘致に間接的な役割を担う各国総領事館や地方政府事務所等外国公館を支援し、その神戸への定着と増加を促進する。

このため、「外国公館エリア」を六甲アイランドにおいて構想、具体化を進める。

(6) 淡路島国際公園都市の建設

世界に開かれた公園島づくりの拠点として兵庫県が中心となって計画が進められてきた淡路島国際公園都市は、淡路復興の活力をつくり、さらには、兵庫県あるいは関西圏全体における国際的な経済・文化活動を促進するとともに、「世界都市・関西」の一翼を担う大阪湾ベイエリアの国際交流拠点として事業計画を推進する。

また、災害に備えて、食料や飲料水の備蓄庫を建設するほか、雨水を火災時の消火用水に使うための貯水施設や、都市内の道路地下に水道や電気などライフラインの共同溝を設置するなど防災機能を充実させ整備する。また、公園都市と空と海上からのアクセス整備も進める。

① 「淡路夢舞台」の建設

「淡路夢舞台」は、国際会議場やホテル、展望レストラン、野外劇場などが集積する公園都市の中核施設となる。耐震設計の再検討や防災機能を充実させつつ、事業の早期促進を図る。

② 「国営明石海峡公園」と「県立淡路島公園」の整備

「国営明石海峡公園」と「県立淡路島公園」は、現計画とおり、水や緑豊かな空間を備え、人々に憩いや潤いを与える施設として整備を進めるとともに、広域防災拠点としての機能もあわせて備える。

③ 「日仏友好のモニュメント」の建設

「日仏友好のモニュメント」は、震災後、耐震設計の再検討等を行うため、建設延期をした。設計検討ののち、震災復興の進展と建設への社会・経済的環境を見極めながら、今後、適切な時期に、本来のテーマ「コミュニケーション」に加えて復興促進事業としての意義も加えて今後の事業推進を検討する。

(7) 由緒ある建築物と町並みの再生

震災により、北野町・異人館街の「風見鶏の館」や「うろこの館」、旧外国人居留地の「旧居留地15番館」、谷崎潤一郎ゆかりの東灘区「岡本の家」、神戸女学院大学・寄宿舍「北寮」など、数多くの由緒ある家々や歴史的建築物が被害を受け、また、芦屋川や夙川周辺、宝塚・花のみちなど、その美しい景観や街並みが破壊された。この地域の復興にあたっては、震災前のような文化の薫り漂う景観やその地区のたたずまい・街並みを取り戻すため、それらの復興と町全体を、景観に配慮したデザインに基づいて再生する。

① 由緒ある建築物の復元

まちのシンボルである由緒ある家々や歴史的建築物を復元して、歴史と文化の薫り豊かなまちとして復興する。建築物の復元にあたっては、文化財に指定されている建築物の復元はもちろん、文化財に指定されていない建築物であっても、「岡本の家」や神戸女学院「北寮」のような歴史的価値が高く、地域の街並みの再生にとって欠くことのできない建築物については、その復元を可能な限り実現することとし、積極的な支援策を講じる。

② 景観に配慮したまちづくりの推進

- ・ 県及び被災市町は、公共建築物の復興等にあたり、先導的に景観に配慮したデザインによるまちづくりを推進する。

- ・ 建築物を復興する個人や企業などについても、景観に配慮したデザインを考慮するよう協力を求め、地区によっては、条例等によって一層の推進を図る。

さらに、景観モデル地区を指定するなどして、阪神・淡路地域全体に歴史と文化の薫る景観が広がるように努める。

- ・ 景観の形成には、コンペなどを実施し、町づくり協議会やコミュニティからの提案や学識者の提案を募るなど、それぞれの対象地ごとに早急に検討委員会を設置して推進する。

5 次世代産業の育成による活力ある都市づくりをめざす

(1) 神戸港の復興と産業基盤の整備

国際貿易基地である神戸港の復興は、被災地域の産業の再生のみならず、わが国全体の海運・物流機能の円滑化、さらに東アジア地域における物流の混乱解消のためにも緊急の課題である。このため、2年を目途として神戸港全体の機能の回復を完了し、あわせて、道路等の交通基盤や情報通信、エネルギー供給、保管・倉庫等の関連する基礎的基盤も、防災機能を備え、緊急時には自律分散型の補完機能を備えたものとして整備を推進する。

① 港湾機能の早期回復

神戸港全体の機能回復を図るため、優先順位を定めた重点整備による効率的な復興を進め、各施設の機能を停止させないよう、地区ごと、機能ごとに暫定復旧と本格復旧を組み合わせた復興を進める。また、市街地復興を円滑に進めるための水際線利用、土地利用を推進するとともに、がれき等の処分場所を確保する。

② 最新鋭の港湾施設の整備

国際的な港間競争に対応するため、海上都市において、水深15m以上の高規格コンテナターミナルや、在来線バース、超高速貨物船（テクノスーパーライナー）にも対応できる多目的バースの整備を図る。

③ 神戸港の再開発

コンテナヤードの拡張、岸壁の増深等の既設埠頭の再開発や、荷役施設の機能向上等による港湾施設の機能更新を図る。また、新港突堤西地区からハーバーランド地区で都心ウォーターフロント空間の整備を進め、東部新都心では、震災後の新たな土地需要に対応したうらおいとにぎわいのある水際空間の形成を図る。

④ 港のサービスの向上

国際競争力を高めるために、24時間操業体制、利用コスト削減、EDI（電子データ交換システム）の導入による情報化の推進、港湾労働者の技能向上等を進め、利用者のニーズに応える港のサービスの向上を図る。また、働きやすく安全な港の整備、技術者養成施設等の充実により港湾労働者の職場環境の向上を図る。

⑤ 「神戸ポートオーソリティ」の設置

国際的にも重要な意味を持つ神戸港の本格復興を行う事業主体として神戸ポートオーソリティ」を創設し、港湾建設、税関、検疫等港湾をめぐる行政権限を一元化して港湾地区の諸施設の整備と管理を総合的・機動的に実施する。

(2) エンタープライズゾーンを核とした国際経済文化機能ネットワークの形成

神戸港とその周辺地域を中心に国際的な経済交流の機能と施設を計画的に配置し、新産業の創造・育成機能と連動させて、そのネットワークによる新しいビジネスゾーン群を形成する。同時に、このゾーンに相応しい質の高い生活・文化機能を備えた都市環境づくりを進め、アジア太平洋諸国等も含めた幅広い地域との交流機能の充実を図る。

① エンタープライズ・ゾーンの設定と事業推進

市内の企業流出、産業の空洞化を防止し、市内への企業立地インセンティブを高めて、国際都市神戸の経済復興を図る。フォーリンアクセスゾーン制度（FAZ）の活用に加えて、新たに規制緩和等の優遇措置を組合わせた制度を創設するエンタープライズゾーンを設置する。そのため、被災地の復興を促進するために期間・対象を限定し、国の思い切った制度改革を要請する。

- ・港湾機能を活用した支援措置（24時間操業、総合保税地域等）
- ・企業活動支援措置（税制上の優遇措置、規制緩和等）
- ・国際交流基盤の整備（輸入促進基盤施設の整備等）
- ・ゾーン内でのインキュベーションの拠点の確保。

② 国際ビジネスエリアの整備推進

外国企業や日本の国際企業の立地を促進し、国際ビジネスが集積するエリアを整備するため、外国企業やビジネスマンの活動環境の整備を図るとともに、対内投資や貿易取引等を行ううえで必要なビジネスサポート機能や高度なインテリジェント機能を備えた国際ビジネスの活動拠点を整備する。

- ・ビジネスサポートセンター：海外からの進出企業、海外と取引意向のある国内中小企業等のスタートアップ支援施設。
- ・オフィス：内外からの進出企業の高度な需要に対応できるハイグレード・オフィス
- ・コンファレンスホール：企業活動に必要な様々な会議・研修ニーズに対応するホール。

③ インポートマート等の整備推進

国内消費者の商品選択の幅を拡大し、外国人ビジネスマンの生活の利便に興するため、輸入商品の提供拠点（アウトレット、会員制ストア、各種輸入専門店等で構成）を整備することにより、貿易・国際物流拠点ゾーンとしての魅力を高め、都市の賑わいを生み出して復興の牽引力としていく。

- ・インポートマート等：アウトレット、会員制ストア、各種輸入専門店
- ・インターナショナルフードガーデン：各国料理と異国情緒が気楽に楽しめるグルメストリート
- ・都市型ミュージアムパーク：新しい余暇ニーズに対応した、ハイテク・ミュージアムパーク

④ 兵庫国際センター等の国際交流・協力ゾーン構想の推進

兵庫県の有する様々な優れた人的、技術的資源を生かし、海外の技術者養成等幅広い国際協力事業や地域の国際化を推進する国際交流事業を実施するための複合機能を有する拠点を誘致・整備する。

(3) 「都市復興支援産業」の育成と最先端技術を活用した既存製造業の活性化

震災を機に、将来の望ましい都市の実現に貢献する「都市復興支援産業」をこの阪神・淡路の地から育成、振興する。そのために、防災関連、環境・エネルギー関連、生活・文化関連、福祉医療関連や健康関連等の各分野について、既存企業の進出、新企業の導入による集積を図るとともに、新産業創造支援センターの整備等により、技術開発や事業展開の高度化を支援する。

また、このためには、数々の世界的な最先端技術を持つ層の厚い製造業のパワーを活用することが非常に重要である。そこで、既存のモノづくり産業の連携についての具体的な戦略についてさらに検討し、復興へのパワーアップを図り、あわせて、突破口を切り拓くとともに、日本の将来を支えるモノづくり産業のさらなる高付加価値化をめざす。

○震災によって発生した瓦礫の処理対応等を踏まえた「環境・リサイクル関連産業」や燃料電池、太陽光発電等「新エネルギー関連産業」あるいは都市緑化など環境修復産業の発展を図るなど、自然と社会に調和し、豊かな生活の創造に貢献する新たな産業分野の創出を促進する。

○住宅復興のための安価で良質な輸入住宅の導入を促進するための展示場やインフォメーションセンターを備えた輸入住宅総合センターの整備などで、「住関連産業」の振興とそれによる「生活関連産業」として新たな産業の創造をめざす。

○高齢化社会に対応して、高齢者や障害者を含む誰もが安全かつ快適に生活できる社会の構築のため、ウェルフェアテクノハウス（先端介護機能を備えた住宅型研究施設）、県立福祉のまちづくり工学研究所を中心に、産学官が連携して県民生活の基盤となる住宅設備と介護機器等の研究開発を推進し、「福祉関連の新産業」の創造を支援する。

○WHO神戸センターの誘致等を契機として、関連企業と保健・医療機関、大学等研究機関との連携をさらに密にして、「健康・医療関連産業」の振興を図る。

○震災の経験・ノウハウを活かすべく、建築（ビル・商業施設・工場）、住宅（住宅建設、住宅リフォーム、住宅用新建材等）、交通土木（道路、鉄道、港湾）や、「都市開発関連産業」及び各種関連機器産業等の振興、育成、また、防災シ

システムの研究・開発、壊れても復旧しやすいシステム作りのために、住宅、ビルプラント等のメンテナンス産業の振興を図る。

○被災地の企業が震災の経験をしたことで得た、リスクマネジメントの必要性や非常時の共同体制づくりなど多くのことを、我が国の企業経営の新しいモデルづくりに活かしていく。

このたびは、被災地の企業が震災の経験をしたことで得た、リスクマネジメントの必要性や非常時の共同体制づくりなど多くのことを、我が国の企業経営の新しいモデルづくりに活かしていく。

被災地の企業が震災の経験をしたことで得た、リスクマネジメントの必要性や非常時の共同体制づくりなど多くのことを、我が国の企業経営の新しいモデルづくりに活かしていく。

被災地の企業が震災の経験をしたことで得た、リスクマネジメントの必要性や非常時の共同体制づくりなど多くのことを、我が国の企業経営の新しいモデルづくりに活かしていく。

被災地の企業が震災の経験をしたことで得た、リスクマネジメントの必要性や非常時の共同体制づくりなど多くのことを、我が国の企業経営の新しいモデルづくりに活かしていく。

被災地の企業が震災の経験をしたことで得た、リスクマネジメントの必要性や非常時の共同体制づくりなど多くのことを、我が国の企業経営の新しいモデルづくりに活かしていく。

被災地の企業が震災の経験をしたことで得た、リスクマネジメントの必要性や非常時の共同体制づくりなど多くのことを、我が国の企業経営の新しいモデルづくりに活かしていく。

(4) 神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）や東播磨情報公園都市の整備と情報産業の振興

震災からの産業の復興に当たっては、次代を担う新産業の創出が重要な課題であり、その実現にきわめて有効な手段となる産業の情報化を積極的に推進する必要がある。そのため、高度情報通信基盤を基礎とした新製品試売ネットワークあるいは新産業創造を促す企業家支援ネットワーク等の整備を促進することにより、マルチメディアを活用した情報サービス産業の育成を支援するとともに、情報関連産業や研究開発機能等の集積、支援の拠点として東播磨情報公園都市構想やKIMEC構想を総合的に推進する。

① KIMEC 構想の推進

マルチメディアと文化（エンターテインメント）をテーマとした、次世代の文化産業を核に、「表現」「創造」「楽習」「集客」という人々の営みを展開していくマルチメディア文化都市を形成していく。

核となるプロジェクトは次のとおり。

- ・ KIMEC WORLD（大規模集客施設、マルチメディア文化産業の展示）
- ・ デジタル映像研究所（デジタル映像ソフトの研究開発、人材育成等）
- ・ デジタル・ハリウッド・フェスティバル
- ・ デジタル・ネットワーク・サービス

② 東播磨情報公園都市構想の推進

被害を受けた産業の高度化を支援するとともに、地域の産業構造転換を促進するため、臨海部機能の分散化や、ネットワーク化を図る内陸部拠点として、マルチメディアを中心とした情報関連産業の集積と災害に強い先進的な情報通信基盤の導入により、「人、もの、情報」が交流する魅力あふれる「東播磨情報公園都市構想」を推進する。

先導施設は次のとおり。

- ・ マルチメディアセンター（研究開発、研究交流施設、企業化支援施設）
- ・ マルチメディア情報マート（集客・交流施設、流通支援施設、提案・発信施設）
- ・ 国際情報通信関連技術者養成センター（ソフト制作者育成施設等）
- ・ 情報通信基盤（基幹ネットワーク、放送センター、情報通信サービス）

(5) 新しい観光・集客戦略の展開

早期の復興に向けて街の活力を回復するためには、地域外から活気を呼び込み消費を刺激し様々な文化的交流を促進する観光・集客関連産業が大きな役割を果たす。なかでも観光産業の復興にあたっては、これまでの観光資源の復興やPRの強化にとどまらず、復興のプロセスを観光資源として世界にアピールする新しい観光戦略の展開が必要である。

このために、まちづくりと一体になった新たな観光資源とコンベンション・文化施設等の街の集客装置づくりを被災地内で進めるとともに、周辺の観光・集客資源との連携によるこの地域一体の広域的な魅力づくりを進め、早期復興の原動力にする。また、観光大学等の教育・研究機関を設置し、観光・集客産業に従事する人材の育成や、この産業の戦略的展開について研究を行う。

①復興過程の観光資源化

防災都市づくりへの諸施設、とりわけ復興住宅などの建設と、復興、建設のプロセスを観光資源として生かし適切な時期にキャンペーンを行い、復興のプロセスを世界にアピールする。

②まちづくりと関連する観光復興事業

1) アジアタウンの建設と神戸のエスニック・タウンのネットワーク

多くの外国人が住む長田地域の特性を生かして、震災の被害を克服するために、アジアの食文化やファッションを集めた「アジアタウン」を建設する。異人館街、南京町とネットワークし、新しい観光ポイントとする。

2) 「くつのまちながた」構想の推進

JR新長田駅周辺に集中しているケミカルシューズ産業の高度化、ファッション化を図るために、生産だけでなく、小売りや展示・商談等の情報発信機能を組み合わせ「くつのまちながた」をつくる。

3) 大規模テーマパーク計画の推進

神戸市のアーバンリゾート都市づくりに相応しい、市民が誇れ世界に通用するリピーター能力のある国際的な大規模テーマパークを、経済復興の進捗状況に応じて早期事業化を図る。

③質の高いコンベンション機能の充実

大型化する今後のコンベンション需要に対応し、神戸市を中心に既存の諸施設と一体になった新たなコンベンション・ゾーンの形成をめざし国立国際会議場の誘致や関連施設の高度化を図る。

また、淡路島国際公園都市に、国際会議場やホテルなどの建設を進める。

④観光文化資源の再生・創造

灘五郷・北野（異人館など）地区、旧居留地など神戸を代表する観光・地場産業地域において、歴史と文化を生かした観光資源の再生を図る。また、震災を記念した博物館など、国際的な文化交流を促進する新たな観光文化資源の創造を進める。

⑤観光資源のネットワークシステムの開発と活用

宝塚歌劇、酒蔵、甲子園球場、有馬温泉、淡路島の観光地など全国的にも著名な観光資源と、県内・県外の被災地外の観光資源との連携による広域観光の振興を図るため、近隣府県市町との連携を強化する。

⑥集客観光に関する人材の養成

集客観光に関する人材を養成する観光大学等の誘致を行い、観光関連産業に従事する人材を養成する。また、国際化、成熟化する時代の要請に対応した観光戦略についての研究を行う。

(6) 国際化、情報化、港湾都市機能の高度化等に対応した人材の能力開発の推進

今後の復興を円滑に進めるためには、国際化、情報化、成熟化する社会に対応した産業構造の変化に適応し、地域産業を支える人材の能力開発を進めることが重要である。

そこで、学校教育の段階から、情報機器の操作能力の向上等による情報化への対応や外国語教育の一層の充実を進め基礎的能力の向上を図ることはもとより、技術革新・高度情報化等の進展や新産業の発展に対応した職業能力開発の一層の充実等を進める。また、余暇ニーズの多様化や社会の成熟化に対応した、観光、生活関連サービス、健康・福祉関連等の産業に必要な人材の養成も強化する。このために、公的な職業訓練だけでなく、人材育成に関する支援産業の振興も進める。

神戸港の本格復興のためには、港湾機能のグレードアップによる国際競争力の強化が不可欠であり、復興後の神戸港における国際複合一貫輸送体制に即応した高度で専門的な知識・技能を有する港湾技能者の早急な養成についての対応を進める。

これらの諸課題に対応するために、企業内での人材育成についての支援強化と交流の場として、職業能力開発支援拠点整備構想を進めるとともに、新たな人材育成支援方策の検討を進める。

< 職業能力開発支援拠点整備構想の概要 >

(目的)

- ・ 産業全体の高度化・国際化に伴う多様な職業能力開発
- ・ ホワイトカラー層の職業能力開発

(機能)

- ・ 企業や労働者が自主的、積極的に研修等ができる場の提供
- ・ 高度情報通信基盤を活用した、職業能力開発に関する情報提供・相談・遠隔職業訓練等の実施。

(7) 復興促進イベントの開催

イベントは、人と物と情報を集めるものであり、このことが、開催地に大きな文化的、経済的効果をもたらし、参加する人々には、新しい知識や技術、物や情報によって活力をもたらすものである。このため、被災した商店街やコミュニティの復興、あるいは文化や芸術などの、それぞれの分野にわたる、復興目標の達成を目的に、イベントを企画、実施する。また、明石海峡大橋の完成時に、計画され準備が進んでいたジャパンフローラをはじめとする夢の架け橋記念事業などのイベントも、復興促進事業としての意義を加えて新しく計画を進める。さらに、イベントの持つ情報発信力に注目して、復興の過程を内外にアピールし、あらためてその参加と協力を求める事業も実施する。

① 都市復興イベントの開催

被災者の復興意欲を高めるため、過去に地震により被害を受けた都市（サンフランシスコ、メキシコ、東京）や戦争で被害を受けた都市（ベルリン、広島、長崎、東京など）がどのようにして復興したかを展示する都市復興展覧会を計画する。また、被災者が復興のイメージを共有し、協働して復興に取り組めるように、各区、市単位で、まちづくり講演会、シンポジウムを実施し、被災地のこれからのまちづくりを促進する。

② 国際港都・神戸復興をアピールする事業の開催

- ・「国際港都・神戸復興展」を平成7年10月～11月に開催する。
- ・港を中心とした神戸の復興状況を内外にアピールする諸事業を、適切な時期に開催することを検討する。

③ 地域復興イベントの開催

映画発祥の地としての「神戸国際映画祭」の開催、海や港や歴史とのつながりを重視した「神戸まつり」の再生、「近松のまち尼崎」を推進する「近松ナウ」イベントの開催、淡路の伝統的なまつり「だんじり祭り」の開催など、地域の文化に根ざした、芸術性豊かなイベントを開催し、復興気運を高める。

④ 芸術文化復興イベントの開催

・国際復興音楽祭の開催

世界的に活躍する音楽家の賛同を得て、クラシック、ジャズ、ロック、ポップスと分野を問わず、復興・再生をテーマとした音楽祭を、被災地のホールや

公園、広場などで開催し、被災地の復興をアピールする。

・国際復興美術展の開催

・阪神・淡路文化の再生を願い、内外の美術館等の協力を得て、「復興」・「再生」をテーマとした国際的な美術展を開催する。

⑤ 商業振興イベントの推進

・「BUY HYOGO運動」を推進し、「BUY HYOGO」展を開催する。

・「WE LOVE KOBE」運動を展開し、「BUY MADE In 阪神」運動を実施する。

・経済復興計画をテーマにした国際シンポジウムを開催する。

⑥ 国際園芸・造園博“ジャパンプローラ”等「夢の架け橋記念事業」の開催

明石海峡大橋の利活用による大橋関連地域の復興促進のためのイベントを、大橋完成前後から計画的に企画、開催する。

震災によって開催を延期した国際園芸・造園博“ジャパンプローラ'98”等を、新しく復興促進事業としての意義をふくらませ、あわせて復興過程を内外へアピールする事業として開催を企画する。

Ⅲ 分野別重要事業

□ 都市及び都市基盤復興事業

1 基本方向

(1) 被害状況

震災によって、阪神・淡路地域の10市10町にわたる地域が被災し、広大な市街地や集落が破壊された。多くの人々が住まいを失い、働く場所を失ったばかりではなく、都市を支える基盤である道路、鉄道、港湾、ライフライン、情報・通信などの施設が寸断され、都市機能の麻痺状態が生じた。これら都市基盤の被害は、あわせて約3兆円にも上がり、震災の全被害総額の約3割にも達している。

特に被害が甚大であった地域では、都市の基盤的施設の破壊により、地震発生直後の救援が妨げられ、さらには復旧活動にも大きな支障をきたしている。そのため現在も住民の多くが不便な生活を余儀なくされており、産業活動も停滞を続けるなど、その影響は計りしれないものがある。さらに、今も六甲山系を中心に地震による地盤のゆるみ等による二次被害の危険性が懸念されている。

(2) 復興方針

震災によって、自然の破壊力の大きさをあらためて知らされた。このため、震災復興にあたっては、このことを忘れることなく、地域の自然条件によってもたらされるあらゆる被害を想定し、安全で暮らしやすい都市の復興に努めるとともに、日常的に備えを怠らないという心構えを持たなければならない。

震災では、行政や経済等の都市機能が集中する都市部が被災したことにより、都市全体が機能不全におちいった。この経験を謙虚に受けとめ、一極集中型の都市構造を改め、災害に強い都市構造を確立していかなければならない。

震災では、既成市街地を中心に大きな被害を受けたが、その中であって、道路、港湾、ライフラインなど都市施設の脆弱さを知り、それらの防災性の強化に努める一方、代替性のあるシステムづくりが重要となる。また、まちにゆとりや潤いを与える緑豊かな公園や道路沿いの並木などが、避難場所や避難経路となる一方で、火災の延焼を防止する役割も果たした。その上、震災によって、多様な水の重要性が痛感させられた。これらの事実は、私たちに、安全で安心

な暮らしはゆとりや潤いから生まれることを認識させた。

また、震災の犠牲者の多くが、高齢者をはじめとする社会的な弱者であった。復興にあたっては、この深刻な事実を直視し、人にやさしい都市づくりを目指さなければならない。

このような観点から、被災地域の都市および都市基盤の復興にあたっては、あらゆる災害の被害を最小限にとどめ、安全な地域づくりを目指すことはもちろんのこと、環境に配慮し、ゆとりと潤いに満ちた、全ての人が安心して暮らせる都市づくりを目指す。

(3) 復興方策

1) 復興を、住民・企業・行政等の協同のもと、長期的・広域的な視点に立って戦略的に行うため、復興・整備・保全を勘案した「復興都市づくりマスタープラン」やガイドラインを策定し、さらに被災者の自立的な復興活動を支援する目的で、「復興支援システム」を構築する。

1) 災害に強い都市として復興するために、都市の防災基準や危機管理のシステムを構築していく一方、住民自らの防災意識の向上や、コミュニティの充実を図る。

1) 災害に強い都市構造の実現のために、都市機能の一極集中を多極化へ再編するとともに、非常時における定期毎の生活機能の自立性を確立する必要がある。このため、既成市街地における副都市や新市街地の整備によって多核市街地を形成するとともに、周辺地域において建設される新都市の複合的な都市機能の育成によって、「多核ネットワーク型」の都市構造を形成する。

1) この都市構造を支えるライフラインや鉄道、道路等の都市基盤施設は、災害に強くまた復旧の容易なものとして復興する必要がある。また、それらは、代替性のあるネットワークを構成しなければならない。特に、多重的な情報・通信ネットワークの整備は重要であり、それによって災害時のコミュニケーション手段が確重要であり、それによって災害時のコミュニケーション手段が確保できるとともに、産業の復興においても重要な役割を果たす。

1) 都市復興にあたって、単に機能面を重視するばかりではなく、アメニテ

ィの観点からも取り組まなければならない。平常時は人々にゆとりや潤いを与え、非常時には防災拠点や防災帯、避難場所となる水や緑豊かな公園や親水性のある河川を整備するとともに、非常時には避難路となる道路を、バリアフリーの思想を徹底させながら緑豊かなものとして整備する。今回被災を免れたが、再び震災が起これば大きな被害を受ける危険性の高い地域があり、こうした地域の環境改善も同時に進める。

(4) 推進課題

都市や都市基盤の整備は、平常時においても容易なことではない。復興事業の推進にあたっては、被災者はもとより企業、諸団体、行政が主体性を持って協力しつつ進めることが最も肝要であるが、特に、土地利用の転換や再編を巡って生ずる私権と長期的な公益との調整は重要であり、新たな合意形成システムの形成への努力を払いつつ進める必要がある。また、復興事業の規模から考えて、全国的なレベルでの専門家の動員が必要であり、そのための財源的な措置が望まれる。

都市復興は、単なる建築物・構築物の復興によって達成されるのではなく、さまざまな復興事業の結果として達成されるものと認識されなければならない。そのため、まちづくり、地域づくりの観点から総合的に進める必要があり、事業の相互調整を的確に行う組織的な整備が求められる。

復興事業の展開の課程で、新たな環境問題が生じる危険性があり、これに対して万全の対策が必要である。

2 事業内容

(1) 復興都市づくりマスタープラン及び支援システムの確立

①事業方針

緊急の復興事業は速やかに進めるが、長期的、広域的な復興都市づくりを戦略的に進めるために、「多核ネットワーク型」の都市構造の形成を目指したマスタープランを策定する。さらに、さまざまな復興事業や活動が安全で人や環境にやさしく魅力的なまちづくりにつながるよう、これを誘導するガイドラインを策定し、さらに被災者の自立的な復興活動を支援するシステムを確立する。

②事業計画

- ・ 多核ネットワーク型都市構造の形成
- ・ 復興都市づくりマスタープラン及び支援システムの確立
- ・ 復興都市づくりガイドラインの策定

- ・ 災害に強い交通基盤整備計画の策定
- ・ 防災・緑と水のマスタープランの策定
- ・ ひょうご復興住まい・まちづくりセンターの設置

(2) 災害からまちを守る新しい基準の作成と手法とシステムの確立

①事業方針

震災では、広範な地域で激甚な被害が生じた。特に、鉄道や高架道路など公共施設も大きな被害を受け、その影響は深刻である。また、従来の防災体制の枠組みを越える規模であったため、救援・救助・復旧活動に大きな支障を来した。そこで、今後このような事態にならないように、防災基準や防災計画の見直しを図るとともに、救援体制の確立を図る。

②事業計画

- ・ 防災都市基準の作成
- ・ 地域防災計画の改訂
- ・ アジア防災政策会議の誘致
- ・ 緊急消防救助隊の設置
- ・ 県立防災センターの整備
- ・ 国際防災センターの設置
- ・ 防災マニュアルの作成

(3) 被災市街地の復興

①事業方針

被災市街地の復興を速やかに進め、生活や経済活動の再建を図るとともに、新たな都市活動を引き越すような都市づくりを進め、「多核ネットワーク型」の都市構造の形成を図る。特に「被災市街地復興推進地域」や新たに建設される都市核においては、復興のモデルとなり復興を先導する役割を担う。また、震災では被災を免れた市街地においても、災害に強い環境改善を進める。

②事業計画

- ・ 被災市街地復興推進地域等における市街地復興
- ・ 被災市街地復興の重点地域の設定と複合的復興事業の実施
- ・ 復興都市づくりガイドラインの策定(再掲・都市)
- ・ 市民の復興まちづくり活動の高揚と支援
- ・ 「ひょうご復興住まいづくり・まちづくりセンター」の設置(再掲・都市)
- ・ 復興を先導する新しい都市核の建設

- ・ 密集老朽木造住宅地区等の環境改善
- ・ 花と緑の復興まちづくり事業の促進

(4) 災害に強い交通体型の確立

①事業方針

交通網の整備については、何よりも被害を受けた道路、鉄道、港湾の復旧を急がねばならない。その上で、陸・海・空にわたる多元・多重の総合的な交通体系の確立による、災害時の円滑な交通の確保をめざすとともに、歩行者等交通弱者や沿道環境へ配慮した復興計画のもとで、整備事業を進める。復興のための緊急かつ必要不可欠なプロジェクトは当初3年間で実現する。

②事業計画

ア 道路

- ・ 阪神高速道路神戸線の復旧と将来のあり方の研究
- ・ 格子型高規格道路ネットワークの形成
- ・ 明石海峡大橋（神戸・鳴門ルート）と関連道路の整備
- ・ 防災まちづくりに関連する街路等の整備
- ・ 緊急時の広域交通管制システムの整備
- ・ 都心や住宅地域への自動車乗り入れ抑制を図る総合交通政策の検討

イ 鉄道

- ・ 鉄道網を整備し、多重化を図る

ウ 港湾

- ・ 神戸港の復興
- ・ 兵庫県管理港湾の復興

エ 空港

- ・ 大阪国際空港の活用方策の検討
- ・ 関西国際空港2期計画の推進
- ・ 神戸空港の整備
- ・ ヘリポートの設置

(5) ライフラインの整備・強化

①事業方針

震災では、ガス、上下水道等について多くの被害が生じ、特に、ガスと水道の寸断により、その後も長く住民生活が圧迫され続けた。今後は、災害にあっても、この様な事態にならず、安定的な供給が行えるように、

管路の耐震性向上や、上下水道に貯水槽を設けるなどの施設強化を行うとともに、耐震共同溝による整備を図る。合わせて、新しいエネルギーシステムを検討する。

②事業計画

- ・ 上下水道施設の整備・強化
- ・ 共同溝・ライフラインボックスの整備
- ・ 環境調和型エネルギー利用システムの導入
- ・ 大阪湾ベイエリア地域エネルギー熱供給幹線構想の推進

(6) 情報・通信網の整備

①事業方針

震災では、情報・通信網の寸断により、特に初動期の救助、救援、復旧活動に支障を来した。この反省に立って、災害時におけるフェイルセーフ確保のため、情報・通信網の整備を図る。また、情報・通信網は都市活動の重要な基幹施設であり、新たな都市活動の振興観点からも、その整備を進める。

②事業計画

- ・ 災害対応総合情報ネットワークシステムの構築
- ・ 被災地域での光ファイバー網、情報基盤施設等の先行的整備
- ・ 情報通信研究所の誘致
- ・ 神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想の推進
- ・ マルチメディアプラザの施設整備
- ・ 東播磨情報公園都市の整備

(7) 公園など緑と水のネットワークづくり

①事業方針

震災では、既成市街地の密集地での、火災の延焼により大きな被害が出たが、公園や街路樹が延焼の防止や避難所としての役割を果たしたことや、大規模な断水の際に河川の水の利用の重要性が確認された。そのような教訓にたって、災害からまちを守るとともに、人々に潤いとゆとりを与え、公園等の整備を進める。また、災害時の一時避難場所や避難路の確保も重要であり、地区レベルでの環境整備も合わせて行う。

②具体的復興事業

- ・ 広域防災拠点としての公園の整備
- ・ 広域防災帯としての緑地軸の整備

- ・ 市街地内に地域防災拠点となる公園を整備
- ・ コミュニティ防災拠点（防災安全拠点街区）の整備
- ・ 生け垣、街路樹など身近な緑の整備
- ・ 震災記念・慰霊公園の建設

(8)川・海・山の防災対策の強化

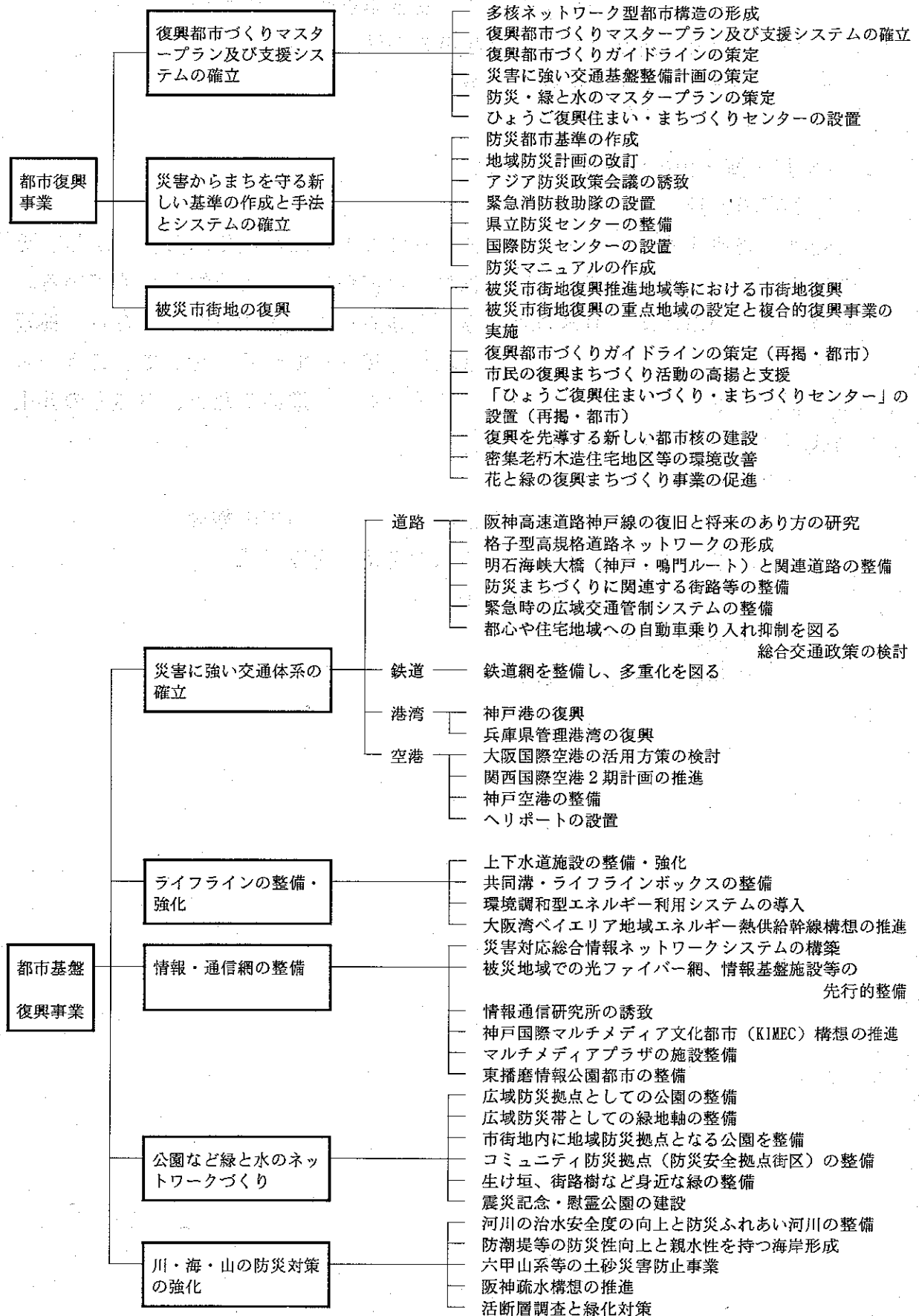
①事業方針

阪神・淡路地域は川や海、山など自然に恵まれた地域である。しかし、その反面、川の氾濫や高潮、土砂崩れなど災害が起きる可能性も秘めている。震災でも、地震による地盤のゆるみや土砂崩れによる被害がでており、梅雨期や台風期など二次災害の危険性は現在も残されている。そこで、こういった災害からまちや人を守り、安全な地域づくりを進めるため、自然との共生の観点に立った災害対策を進める。

②事業計画

- ・ 河川の治水安全度の向上と防災ふれあい河川の整備
- ・ 防潮堤等の防災性向上と親水性を持つ海岸形成
- ・ 六甲山系等の土砂災害防止事業
- ・ 阪神疏水構想の推進
- ・ 活断層調査と緑化対策

参考 都市及び都市基盤復興事業体系図



□ 住宅復興事業

1 基本方向

(1) 被害状況

震災により、阪神・淡路地域では、200,162棟に住む、415,659世帯が被災した。このため、緊急の住宅対策として、震災直後、避難所を開設し被災者の救援を続けるとともに、48,300戸の応急仮設住宅を建設し、あわせて公営住宅等への入居あっせんを行うなど総力をあげて取り組まれているが、多くの解決すべき問題を抱えている。

被災者の生活を早期に本格的に再建するには、恒久的な住宅の復興が必要であり、速やかに実現しなければならない。

被災状況について

区分	棟	世帯	区分	棟	世帯
全壊	92,877	179,202	全焼	7,119	8,866
半壊	99,829	227,135	半焼	337	456
合計	192,706	406,337	合計	7,456	9,322
倒壊・焼失 200,162棟		倒壊・焼失 415,659世帯			

(兵庫県災害対策本部調べ)

(2) 復興方針

震災によって多くの人々が住宅を失ったが、さまざまな被災のタイプや程度、さらに、被災者のおかれている状況に応じて、きめ細かく適切な住宅の再建・取得支援を行うことが必要である。

住宅の自力復興においても、一部のマンション再建のように、建築基準法等の制限によってそのまま再建できない場合もある。被災地区の特性を勘案し、制度の柔軟な適用を図るとともに、共同再建などの方法によって、災害に強い住宅復興が望まれる。

震災では、住宅弱者とも呼べる人々が大きな被害を被ったことを直視しなければならない。こうした人々の多くは、避難所における長期の生活を余儀なくされたと同時に、住宅取得の道を断たれている。このような人々には、災害復興公営住宅等への入居を優先的に行う必要がある。

被災者の多くは、これまで住んでいた場所での住宅復興を望んでいる。それは

コミュニティ意識の形成にとっても重要であり、できるかぎり住んでいた場所での住宅の再建、賃貸住宅への入居を進める。

住宅の復興は、新しい市街地開発における住宅建設と連携して進めなければならない。そこでの建設は、復興のモデルとなると同時に、新しい都市核の形成にも貢献する必要がある。

住宅の復興は都市の復興の基本であり、住宅からの復興まちづくりという観点で取り組まれる必要がある。

(3) 復興方策

既に「ひょうご住宅復興3カ年計画(案)」が策定され、今後3年間で、災害に強く、高齢者をはじめとするすべての人にやさしい、安全で快適な恒久住宅を再建する計画が示されている。本計画のなかにこの計画を位置付け、住宅を失った世帯に対応して、12万5千戸の住宅を建設する。

住宅復興に際しては、その緊急性を最優先にするとともに、経済性も考慮に入れながら次の方策に沿って進める。

- 1) 自力で住宅の再建・取得が可能な被災者には、住宅ローン利用者への利子補給や国などの各種事業制度を積極的に活用する。また、再建活動を支援する相談センターを開設する。
- 1) 自力で住宅の再建・取得が困難な被災者には、公的供給住宅への入居を含め、さまざまな支援策を講じる。
- 1) 建設計画戸数の約6割を県、市町、公団・公社などの公共団体等が建設するとともに、建設費に公的助成を行う住宅を含めて7万7千戸に及ぶ公的供給住宅を建設する。
- 1) 早期に住宅建設が可能な内陸部のニュータウンでの建設計画を練り上げて整備を進め、あわせて、臨海部の大規模な工場跡地や埋立地の土地利用計画を変更して住宅用地を拡大し、そこに、被災市街地から転出して住宅を建設・取得できるようにする。これら新しい都市核の建設にあたっては、県、市町、公団・公社、民間事業者等が積極的に協力して進める。
- 1) 被害が甚大であった地区や都心としての機能の更新を図らなければならない地区については、建築基準法第84条の建築制限区域の指定を受け、この制限期間の終了に続いて、「被災市街地復興特別措置法」による「被災市街地復興推進地域」の都市計画指定を受けた。この指定地域では、建築制限を継続しながら、関係者の協力を得て、土地区画整理事業、市街地再開発事業などを実施し、工事にともない一時的に立ち退きをしなければならない住民

に対しては仮設住宅や仮設店舗等を幅広く建設して、地域のコミュニティを維持しながら事業を円滑に進め、早期に住宅を建設する。

- 1) 「住宅10カ年計画」を平成7年度に策定し、長期的な視野に立った総合的、体系的な住宅施策を行うことが重要である。ここでは、良質で長耐久性をもち、さらに、100年という時間の経過とともに自然やコミュニティの力を積み重ねていく「ひょうご100年住宅」の確立を目指す。

また、住宅復興で大きな問題となった分譲マンションの再建における合意形成の困難さという問題をふまえ、持家・借家の融合形態として提案されている新しい住宅供給方式・集住形態の開発・定着を図る。

(4) 推進課題

これらの事業を行うにあたっては、国、県、市町、公団・公社等が、従来の枠組みを越えて緊密に連携して、復興住宅を供給するとともに被災者の住宅再建を支援する必要がある。

特に、避難所での生活から仮設住宅入居を経て、恒久住宅への入居が見込まれる人々は、多くの生活上の問題を抱えており、きめ細かな配慮が不可欠である。また、仮設住宅の入居期間が長引くことも予想され、仮設住宅地の生活環境の向上にまず第一に取り組む必要がある。

また、被災分譲マンション等において、自立再建が困難な被災者に対する支援策として、公団・公社等の公的住宅供給主体が権利を肩代わりするような新しい制度の導入が望まれる。

さらに、建築基準法等の制限によってそのままの条件では再建できない住宅も多いが、単に規制緩和によってこれに対処しようとするだけではなく、共同化などの新しい手段にも積極的に取り組む必要がある。この場合、新たな事業制度の導入が望まれ、その早期実施が望まれる。

復興にあたって、良質で価格の安い住宅の活用という観点から、輸入住宅の導入が課題であるが、多くの解決すべき制度上の問題がある。早急に改善策を講じ、活用の道を開かねばならない。

2 事業内容

(1) 住宅復興3カ年計画の推進

①事業方針

震災により失われた大量の住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて

災害に強く、高齢者等をはじめすべての人にやさしい、安全・快適で恒久的な住宅の供給を図るため、「ひょうご住宅復興3カ年計画」を策定し、推進する。

②事業計画

- ・「ひょうご住宅復興3カ年計画」の推進

(2) 生活再建のための住宅の復興

①事業方針

自力で住宅を再建・取得する被災者に対して、特別融資枠の創設、利子補給、公団・公社等の参画による支援などさまざまな支援プログラムをつくる。また、これら被災者の住宅再建活動を幅広く支援する中心的な相談センターを設置する。

小規模敷地では優良建築物等整備事業などを活用し、共同・協調化による再建を促進する。また、これを促進する新たな事業制度を確立する。

一方、自力で再建が困難な被災者や賃貸住宅への入居希望者に対しては、県、市町、公団・公社等が積極的に賃貸住宅を建設する。

②事業計画

ア 自力再建への支援

- ・個人住宅の自力再建への支援
- ・住宅や店舗の共同・協調化による再建の推進と支援
- ・街区再生事業制度の新設
- ・「災害復興（分譲）住宅」の取得支援
- ・被災分譲マンションの再建支援
- ・被災住宅等の補強・補修への支援

イ 賃貸住宅の建設

- ・公的賃貸住宅の大量供給
- ・民間賃貸住宅の再建支援

ウ 住宅再建への幅広い支援

- ・低価格で良質な輸入住宅の建設促進のための支援
- ・早期復興のための住宅部材等規格の標準化
- ・「ひょうご復興住まい・まちづくりセンター」の設置（再掲・都市）

(3) 「被災市街地復興推進地域」における住宅の建設

①事業方針

「被災市街地復興推進地域」での住宅建設は再び大災害を蒙らないため

に、土地区画整理事業等の面的整備事業を活用し、居住者等の合意のもと、道路や公園などを新設・拡充し、防災機能を高めることを基本として進める。とくに、自立的なまちづくり運動の発足とその活動の高揚に期待する。また、更地となった敷地に花や木を植えるなど、復興の過程においてもまちの景観や生活にうるおいをもたらす事業を興す。

②事業計画

- ・「被災市街地復興推進地域」における住宅の建設
- ・「被災市街地復興推進地域」における住宅の建設・購入支援
- ・市民の復興まちづくり活動の高揚と支援（再掲・都市）

（４）新しい都市核における住宅の建設

①事業方針

内陸部のニュータウンの建設計画を繰り上げ、住宅建設を急ぐとともに、臨海部の埋立地や工場跡地等の遊休地の土地利用計画を変更して、早期に住宅建設を行う。また、「多核ネットワーク型」都市構造を形成するという観点から、都市核周辺部の交通等都市基盤の整備もあわせて行う。

②事業計画

- ・新しい都市核における住宅の建設
- ・新しい都市核における住宅の建設・購入支援
- ・復興モデル住宅街区の建設

（５）新しい建設手法、住まい方と管理システムの開発

①事業方針

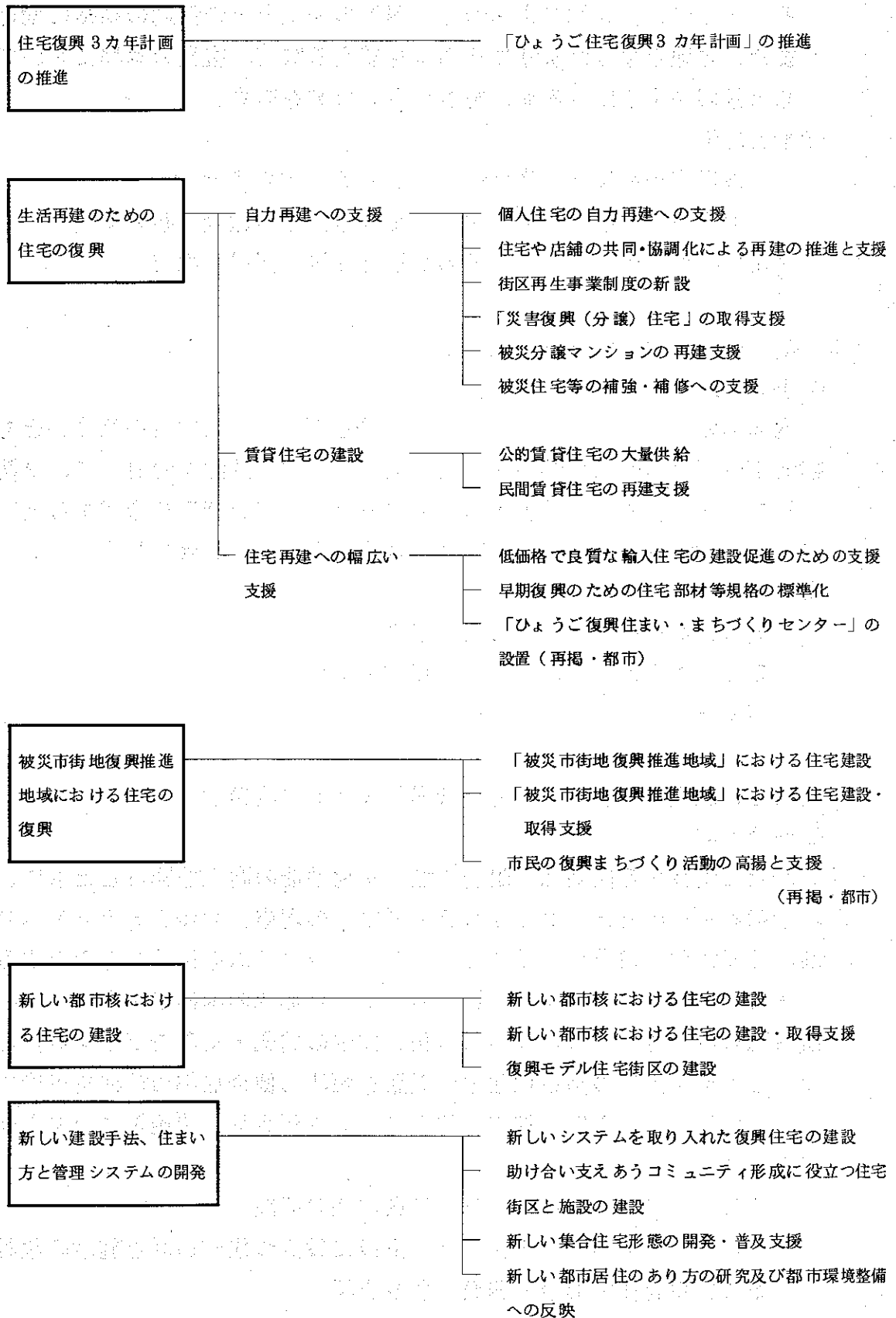
新たに建設する住宅は、耐震性能、防火性能の向上を図るとともに、高齢者や障害者への対応、コミュニティ形成への配慮、マルチメディアへの対応、部材の規格化・標準化の推進など、新しいシステムを備えたものとする。

また、分譲マンションの再建における合意形成の困難さを鑑み、安心して所有し居住できる、新たな形態の集合住宅の開発・定着を支援する。さらに、コミュニティ人口の高齢化などの問題を解決し健全な都市居住を可能にする、21世紀の新たな市街地や都市居住のあり方を研究し、諸施策に反映させる。

②事業計画

- ・新しいシステムを取り入れた復興住宅の建設
- ・助け合い支えあうコミュニティ形成に役立つ住宅街区と施設の建設
- ・新しい集合住宅形態の開発・普及支援
- ・新しい都市居住のあり方の研究及び都市環境整備への反映

参考 住宅復興事業体系図



□ 保健・医療・福祉復興事業

1 基本方向

(1) 被害状況

震災により被災地の保健・医療・福祉施設と機能は、1,700億円を超える甚大な被害を受けた。それはライフラインの損傷と相まって、人命の救助や負傷者の治療に大きな支障をきたした。

保健・医療・福祉サービスのシステムも一部で大きく機能が停止し、高齢者、障害者そして子供など社会的弱者に厳しい影響を与えた。さらに、肉親との死別や家屋倒壊時の恐怖は、被災者に精神的ショックと将来への不安を募らせ、心の問題をクローズアップさせた。

一方、家族及び近隣社会といった助け合いの原点と言うべき協同生活単位の崩壊も見られ、その再構築が急務となっている。

(2) 復興方針

保健・医療・福祉の復興には、まず早急に医療施設の復旧を実現し、被災者への治療、被災地における診療に万全を期す必要がある。平時はもとより、災害時にも機能を低下することなく、事態に的確に対応できる施設を創り上げることが必要となる。併せて、災害時に的確に機能する今回の教訓を生かした医療体制を構築する。

震災の経験の中で、生活者としての「自立と共生」といった人々の生き方が大きく問われた。被災者の復興の前提となる一人一人の精神的な自立を支援するほか、心のケア問題にも積極的に取り組む。また、高齢者、障害者そして子供など社会的弱者にとっても、安心して生活できる保健・医療・福祉サービスを保障する。

さらに、相互依存の考え方に立ち、人と人、地域と地域の豊かなネットワークづくりと、それらが機能するコミュニティの形成を図る。一方、地域社会の再建に向け大きな役割を果たした、自発的なポテンティア活動を評価し、熱意・公益に基づくボランティアな活動が、大きく高まる環境を創り出す必要がある。

また、すべての住民の自由な移動と、快適な生活・居住環境を創り上げるバリアフリーのまちづくりを進める。

(3) 復興方策

保健・医療・福祉復興事業にあたっては、次の方策を早期かつ積極的に展開する。

1) 医療施設の復旧にあたっては、耐震・防火構造の強化、断水時を想定した地下水等の活用や停電時に対応する自家発電装置の設置等による緊急時のライフラインの維持に加えて、食糧・飲料水・医薬品等の確保についても万全を期す必要がある。次に、災害医療センターを核とする災害時の医療体制を構築し、医療情報の一元管理やスピーディで的確な医療の供給を図る。また、WHO神戸センターを復興の一つのシンボルと位置づけ、関連施設の開設・誘致を支援するとともに、ヘルスパークを設置して健康づくりの拠点とする。

1) 子どもたちをはじめ被災地のすべての人を元気づける多くの活動の盛り上がり期待し、これを支援する。こころのケアセンターを開設し、心の問題の相談・巡回指導を実施する。

1) ホームヘルプサービス等、あらゆるコミュニティケアをサービスのみならず施設の面でも充実するとともに、人材の育成・確保にも努める。また、高齢者、障害者等に配慮した住宅の建設等によりバリアフリーの徹底を図る。

1) 地域安心拠点やフェニックス・ステーションの設置により、助け合い・ふれあいを重視したコミュニティの育成とそのネットワーク化を支援する。さらに、大いに注目されているボランティア活動については、行政主導ではない真のボランティア精神が、県民自身の中、そして社会に根付くことを期待する。ボランティア推進センター等により、ボランティアな集団(NGO、NPO)の活動しやすい環境・条件を整備し、県民・企業等のボランティア活動を支援する。

(4) 推進課題

震災の教訓を生かした保健・医療・福祉の復興には、国・県・市町・被災者がそれぞれの分野で力を発揮するとともに、連携を図り、効果的な復興を推進する必要がある。また、都市整備等、他分野と関連する部分も多く、一体的な取り組みを展開しなければならない。

一方、復興にあたっては、高齢者、障害者、子供など社会的弱者といわれる人々に犠牲を強いることのないよう配慮するとともに、復興を急ぐあまり、環境保全や復興作業従事者の人命・健康を損なうことのない対策が重要である。

2 事業内容

(1) 一人一人を元気にする事業

①事業方針

被災地が活力ある復興を達成するには、まず、被災者はもとより被災地に住む人々すべてが元気になることが何よりも前提になる。震災の傷跡はいまも深く、沈みがちな被災者の気持ちを盛り上げ、元気を回復する事業を被災地を挙げて取り組むことが重要で、行政や県民のこれらの事業への積極的な支援が必要である。

また、心の健康に問題をきたした被災者に対しては、早期かつ的確に対応することとし、メンタルケア事業を総合的に展開する。

②事業計画

ア セルフ・エンパワーメント・プログラム

- ・たくましい阪神・淡路っ子の育成
- ・花と緑のコミュニティづくり

イ こころのケアセンターの開設と機能の充実

(2) 災害医療及び健康づくり拠点の整備

①事業方針

震災直後は、医療関係者の献身的な努力で人命が救われ、多くの負傷者が救急医療を受けることができた。しかし、医療施設の損壊、治療に必要な水・電気・ガスの途絶、医薬品や医療用材料の不足、医療情報の遮断等から、組織的かつ十分な医療サービスの供給が行われたとは言い難い点も否定できない。災害によるライフラインや情報の寸断等に備えた医療供給体制の整備が不可欠である。

損壊した医療施設と医療サービスの復旧を急ぐとともに、決してこのような事態を繰り返すことのないよう、患者の搬送や高度救命救急医療を含んだ災害医療供給体制の構築が必要である。災害医療は、医療機関だけでなく、個人や家庭、地域や職場においても、また、隣人を助け隣接地域を助けるための初期救急も必要である。

また、震災の体験者・被災地として、当時の災害医療を記録にとどめ、災害から生命と財産を守る防災意識の大切さを世界と次世代へ伝え、被害を最小にするための最良の方法を学び研究し、実践する必要がある。併せて、日常から生命・健康問題に関する人々の意識改善を進めるため、新たな方策に

よる災害医療・健康に関する研究・教育を推進する。

②事業計画

ア 病院・診療所等医療施設の復興

イ 災害時の医療体制の整備

・災害医療センターの創設

・災害医療システムの構築

・救急医療体制の充実

・医療施設間の災害相互援助協定制度の創設

ウ 健康づくり拠点等の整備

・WHO神戸センターの創設と関連施設の開設支援

・ヘルスパークの設置

(3) コミュニティ・ケアの拡充

①事業方針

保健・医療・福祉サービスは年々充実されつつあったが、震災によってニーズが大幅に増大し、それに対応できないという事態を招いた。このため社会生活を支える基礎的な部分である保健・医療・福祉サービスの復興にあたっては、高齢者、障害者、子供等の社会的弱者と言われる人々に犠牲を強いることなく、充実したサービスの供給を実現する必要がある。そして、被災したすべての人に一刻も早く安心できる生活を保障することである。

②事業計画

ア 保健・医療・福祉サービスの充実

・保健婦(士)・看護婦(士)等看護職の大幅増員

・ホームヘルパーの大幅増員

・かかりつけ医・訪問看護ステーション等医療サービスの拡充

・ケア拠点の設置によるほっとラインの実施

・子育てリリーフの設置

イ ケア施設等の整備

・老人保健施設の整備

・ケアハウスの増設

・グループ・ホームの整備

・特別養護老人ホームの緊急整備

・障害者施設の整備

・ヒューマン・サービス等総合的機能を備えた集合住宅建設

ウ 余暇・社会活動ワーカーの創設

エ バリアフリーの生活・居住環境の形成

(4) 市民協働活動によるネットワーキングの展開

①事業方針

地震直後、行政が機能する前から救助活動・被災者支援活動に活躍したのは、近隣のコミュニティやボランティアであった。特にボランティアは、全国からピーク時には1日平均2万人、5月末で延べ120万人以上の人数が被災地に駆けつけ、献身的に活動を展開した。

震災の教訓を生かし、住民自らが危機管理の観点も取り入れた助け合うコミュニティを創り上げ、そのネットワーク化を図るとともに、ボランティアをはじめとする市民協働活動についての理解が一般に浸透し、その活動が一層活発化することを期待、奨励し、その環境づくりを支援する。

②事業計画

ア 助け合い・ふれあいのネットワークの構築

- ・地域安心拠点の設置
- ・復興住宅コミュニティプラザの整備
- ・フェニックス・ステーションの設置

イ ボランティア運動の高揚と支援

- ・ボランティア推進センターの整備
- ・災害救援専門ボランティア等の育成
- ・国際災害救済ボランティアセンターの設立
- ・ボランティア運動支援基金の創設
- ・ボランティア活動に対する顕彰

(5) 人的資源開発の戦略

①事業方針

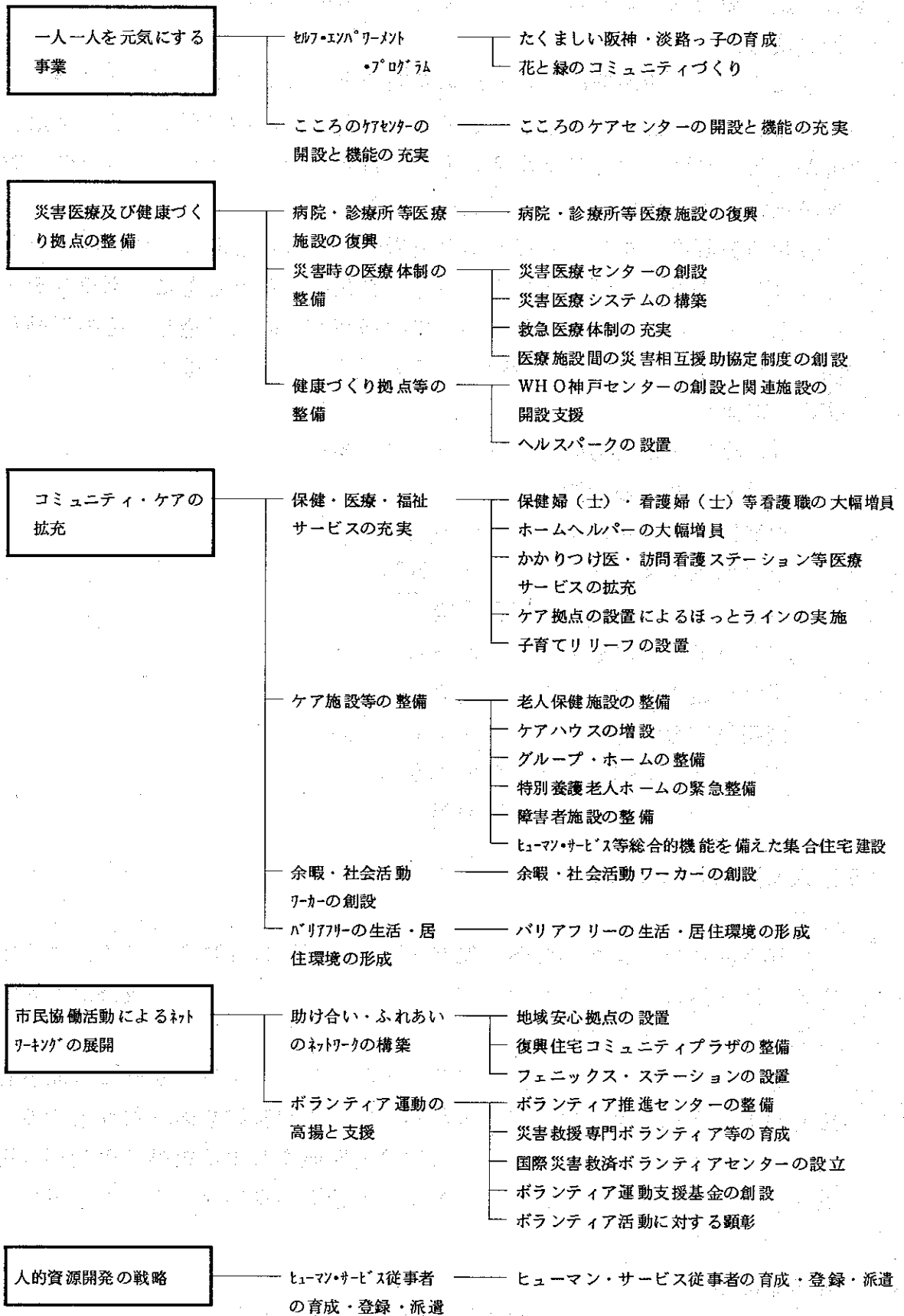
生活復興に欠かせないのが、保健・医療・福祉の分野をはじめとする癒し、育み、聞き遂げ、お世話をする諸サービスであり、それらの成否は人的資源の活用戦略にかかっている。

これら人の生命・健康・生活に深く関わるヒューマン・サービス従事者を広く集め、登録し柔軟に活用するためには、規制緩和を図ったうえでの、民間とのジョイント・ベンチャーの人材派遣機能を有する組織の創設が有用である。ヒューマン・サービスに従事する人的資源を確保・活用する組織づくりに取り組む。

②事業計画

ア ヒューマン・サービス従事者の育成・登録・派遣

参考 保健・医療・福祉復興事業体系図



□ 生活・教育・文化復興事業

1 基本方向

(1) 被害状況

震災は、明治以来、神戸・阪神・淡路の地に育まれてきた特徴ある生活文化やすぐれた芸術文化、都市のイメージを破壊し、その存続の危機をもたらした。

神戸は、平清盛の福原京の古くから栄えたところであり、1868年の神戸港開港以来は、外国人居留地や異人館街、南京町などに代表される、異国情緒あふれた、わが国と世界との人、物、情報の交流拠点として、また、世界に開かれた、自由で、明るい近代都市として知られてきた。阪神地域は、神戸と大阪に挟まれたなか、各都市の個性や特性が競い合って、生活、文化、住宅、産業都市として発展した地域である。淡路地域は、「国生み神話」で知られ、豊かな地域文化を誇り、世界に開かれた公園島として発展しようとしていた。

これら都市文化や地域文化が、大きな被害を被ったのである。数多くの大学、ユニークな私学、美術館や博物館、劇場などの芸術文化施設、さらには、由緒ある家々や街並み、貴重な建造物、美術工芸品等の重要文化財などが大きな被害を受け、その総額は、3,200億円を越す甚大なものとなっている。

さらに、地域の国際性のシンボルである総領事館も被災し、留学生11人を含む174人の外国人が死亡、外国人学校も被害を受けた。

(2) 復興方針

この地域の生活・教育・文化の復興にあたっては、第一に、この地域が有していた多彩で、ハイレベルな、充実した教育環境を、早急に回復することである。そのため、まず、震災から学んだ多くのことを教訓として、被災した教育施設の復興を急ぐとともに、児童・生徒・学生たちが、明るく、生き生きと、学び、街に若々しい活気があふれる文教都市づくりをめざすことである。

第二に、この地域に住む人々が誇りとしていた、生活に根ざした文化的な市民生活を回復することである。そのため、新しいライフスタイルを創造し、復興への活力を培うようなコミュニティ活動や生涯学習の機会や場を広げ、教養や文化活動を高めて、多様な生活文化を豊かに楽しむことができる地域づくりをめざすことである。

第三に、これまでの芸術文化の集積の上に、新しい芸術文化を復興し、文化豊かな地域として再生することである。そのため、失われなかった多彩で豊富な人

材と芸術文化のストックを生かし、施設の復興とそれによるネットワーク化をすすめ、芸術文化都市づくりをめざして復興する。これらを通じて、「世界都市・関西」の一翼を担う地域として、名実ともに文化首都圏の形成に貢献する。

さらに、阪神・淡路地域を、外国人県民はもちろん海外からの渡航者なども、自由で快適に活動ができ、世界中の人々との交流にあふれた、世界に開かれた魅力ある舞台として再生することである。そして、民族の垣根を超えて、人々が集い、さまざまに異なった文化が交流し、ともに発展し合える多文化社会の形成をめざすことである。

(3) 復興方策

したがって、この地域の生活・教育・文化の復興のための方策として、以下のことを実施しなければならない。

1) 教育環境を復興させるため、施設の復興を急ぐとともに、教育機能の強化を図る。また、震災遺児をはじめ、児童・生徒の教育環境や心の復興を支援する。さらに、震災・復興についての学術的な研究を進めるとともに、震災を教訓とする新たな防災教育の推進と防災意識の高揚を図る。

1) この地域のアメニティ豊かな生活文化の復興をめざした、地域コミュニティやボランティアなどによる活動の高揚を高めるとともに、コミュニティ活動や生涯学習の拠点を整備したり、美しい景観や街並みの再生を図る。

1) この地域の芸術文化の灯を消さないように、また、芸術文化のさらなる復興をめざした、芸術家や芸術文化団体などによる芸術文化復興運動の高揚を高めるとともに、文化財の復旧や芸術文化の拠点を整備する。また、芸術文化復興イベントの開催などによって、さらなる芸術文化の復興を図る。

1) 外国人学生や外国人学校の復興への支援をすすめるとともに、異文化コミュニティのネットワーク化などを通じて、多文化社会の形成をめざした地域づくりを進める。また、さらなる国際交流活動を推進するとともに、その拠点を整備する。

(4) 推進課題

このような復興事業の実施には、まず、被災者や被災団体自らの復興への情熱と努力をベースに、この地域が培ってきた活力とそれが生み出した魅力と個性を生かして、21世紀の生活・教育・文化を先導する復興を達成することである。

このため、阪神・淡路文化の復興に参加するさまざまなグループや教育、文化、芸術関係者の活動の高揚を期待し、そして、国及び県、市町は、それらに応えるさまざまな支援プログラムの作成と公的な復興事業を興すことである。

そして、これらの事業を、さまざまな分野の関係者の理解と参加による合意のもと、今までにない新しい理念や手法、そして新しいシステムを開発して、実施する。

2 事業内容

(1) 教育の復興

①事業方針

被災した小・中・高等学校や大学等の学校教育施設や、図書館・公民館等の社会教育施設、体育館・スポーツセンター等の社会体育施設等の緊急的復旧を図るとともに、それらの耐震性の強化など防災機能の充実を図ることによって、教育環境を復興する。特に、学校の復興にあたっては、まず、著しく損なわれた教育環境を強化する一方、震災によって、学校の避難所としての役割が、大きくクローズアップされたことから、学校の防災機能を強化するとともに、災害時における避難所としての運営のあり方などを急ぎ検討する。

また、震災遺児をはじめ被災した生徒・児童のこころの復興を図るため、幅広い支援事業を興し、その広がりを目指す。

②事業計画

ア 教育環境の復興

- ・学校教育施設の復興
- ・図書館・公民館等社会教育施設の復興
- ・体育館・プール等社会体育施設の復興
- ・「兵庫学生街」の建設

イ 震災遺児・児童・生徒への支援

- ・震災遺児への支援
- ・たくましい阪神・淡路っ子の育成（再掲・保健）
- ・被災した児童・生徒への支援

ウ 震災と復興の学術的研究

- ・「災害科学博物館」の建設
- ・野島断層の保存
- ・大学等の震災・復興関連研究への支援
- ・震災と復興の資料・記録の収集と整理

エ 防災教育の推進

・防災教育の推進と防災意識の高揚

(2) 生活文化の復興

①事業方針

震災によって、阪神・淡路地域を特徴づけていた面白さ、楽しさ、便利さに支えられた生活文化が危機に立たされたことから、それらをまず回復するとともに、町づくり運動など新しく文化豊かな市民社会の創造をめざす活動を高め、そのための生涯学習の機会や場を創出する。また、この地域の生活とつながりの深いファッション産業や酒造業、観光、コンベンション産業などの振興を支援して、豊かな生活文化の復興を促進させる。さらに、震災で破壊された景観・街並みを再生し、文化の薫り豊かなまちとして再生する。

②事業計画

ア 生活文化復興運動の高揚

- ・阪神・淡路文化復興運動の高揚

イ 生涯学習拠点の整備

- ・図書館・公民館等社会教育施設の復興（再掲・文化）
- ・体育館・プール等社会体育施設の復興（再掲・文化）
- ・「ひょうご花と緑の文化館」の建設
- ・「生涯学習中核センター」の建設

ウ 景観・街並みの再生

- ・由緒ある家々や歴史的建築物の復元
- ・景観に配慮したデザインによるまちづくりの推進
- ・彫刻のあるまちづくりの推進

エ 生活文化関連産業の振興

(3) 芸術文化の復興

①事業方針

被災した文化財の修理・復元や美術館や劇場・ホールなど芸術文化施設の復興を急ぐとともに、新しい芸術文化施設を建設する。さらに、芸術文化の担い手であるアーティストの芸術文化活動を支援し、音楽祭、美術展、舞台芸術など復興イベントを計画的に開催し、芸術文化の復興を図る。

②事業計画

ア 芸術文化復興運動の高揚

- ・阪神・淡路文化復興運動の高揚（再掲・文化）

イ 文化財の復旧

- ・文化財の復旧
- ・埋蔵文化財緊急発掘調査
- ウ 芸術文化拠点の整備
 - ・美術館・博物館の復興
 - ・劇場・ホール等の復興
 - ・「芸術文化センター」の建設
 - ・「新県立美術館」の建設
 - ・芸術文化交流拠点の整備
- エ 芸術文化活動の振興
 - ・芸術文化復興イベントの開催
 - ・「ひょうご文化復興基金」の創設

(4) 多文化社会の形成

①事業方針

被災した外国人学生や外国人学校への支援を行うとともに、総領事館の存続支援や新しく誘致活動を展開するほか、多文化社会の形成をめざした新しい拠点施設の整備などを進める。また、外国人県民との共生を広げつつ、外国企業の誘致や外国からの来訪者を増やし、国際交流・協力活動を震災前にも増して進め、「世界都市・関西」の中樞を担って復興する。

②事業計画

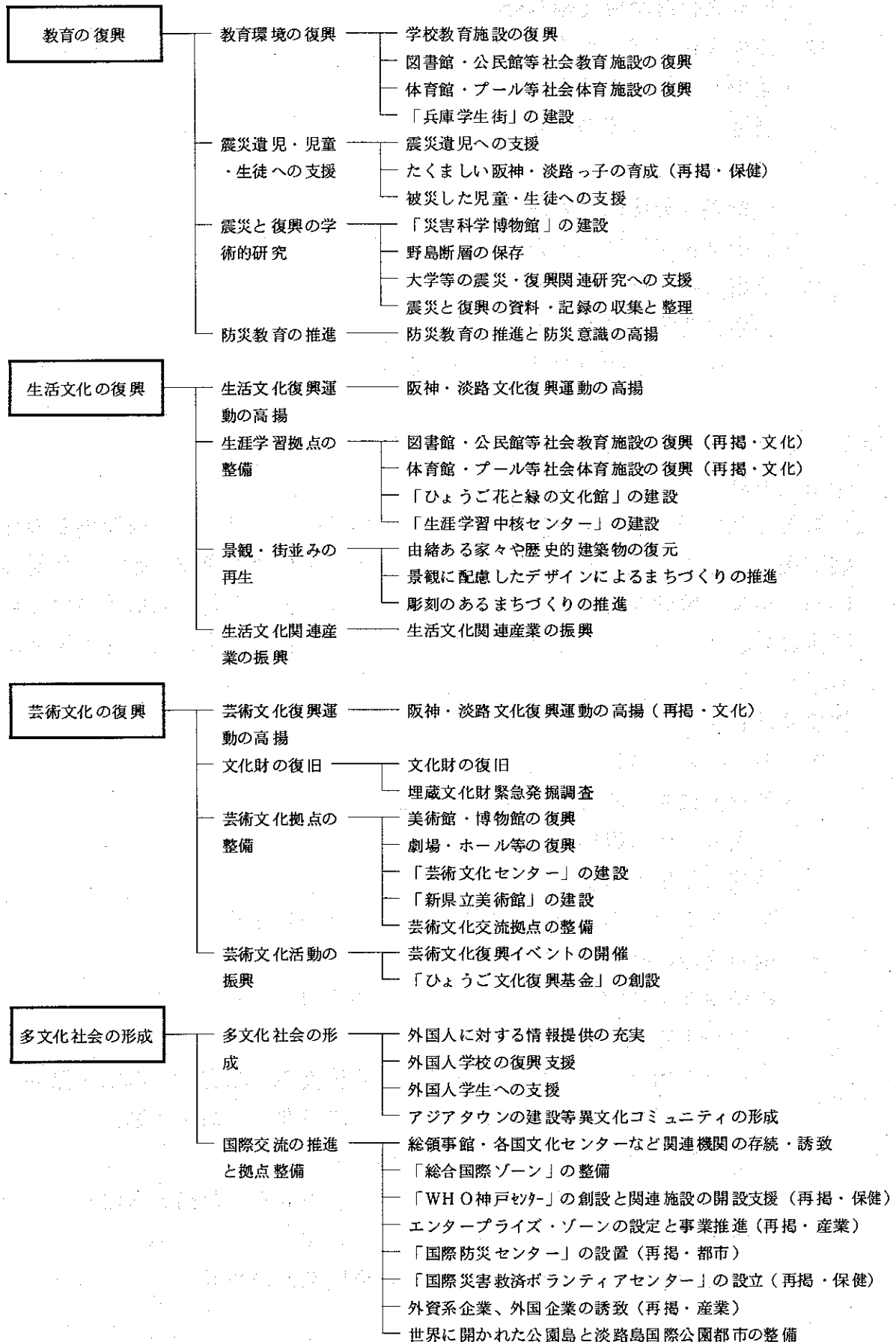
ア 多文化社会の形成

- ・外国人に対する情報提供の充実
- ・外国人学校の復興支援
- ・外国人学生への支援
- ・アジアタウンの建設等異文化コミュニティの形成

イ 国際交流の推進と拠点整備

- ・総領事館・各国文化センターなど関連機関の存続・誘致
- ・「総合国際ゾーン」の整備
- ・「WHO神戸センター」の創設と関連施設の開設支援（再掲・保健）
- ・エンタープライズ・ゾーンの設定と事業推進（再掲・産業）
- ・「国際防災センター」の設置（再掲・都市）
- ・「国際災害救済ボランティアセンター」の設立（再掲・保健）
- ・外資系企業、外国企業の誘致（再掲・産業）
- ・世界に開かれた公園島と淡路島国際公園都市の整備

参考 生活・教育・文化復興事業体系図



□ 産業・雇用復興事業

1 基本方向

(1) 被害状況

震災で被災地を中心にした産業が蒙った被害は大規模で深刻であり、その被害額は商工関係でストックで約2兆5,400億円にも達し、フローの被害額を加えると実に5兆円を超える。さらに、神戸港はじめ高速道路、鉄道等の破損は、産業活動の停滞とそれに伴う失業への不安を高め、産業の空洞化が懸念されている。こうした被害は、阪神・淡路地域に止まらず、関西全域にひろがり、震災に関連するとみられる倒産も全国に波及しつつあり直接・間接に国民経済に打撃を与えている。

(2) 復興方針

阪神・淡路地域は、これまで産業先進地域としての多くの資本ストックと技術、そして有用な人材の蓄積を有していたと同時に、近年はいち早く産業構造転換の波にも洗われ、業種転換や未利用地の有効活用など現代日本産業の持つ諸課題の解決を迫られていた。その中で、国土全体の交通の要衝として、経済、文化、学術の各分野にわたる国内外との交流を先導し、近年、関西国際空港の開港、明石海峡大橋の建設等の世界に誇りうる大プロジェクトが進行する大阪湾ベイエリアの重要拠点としてその発展は大きな期待を集めていた。

それだけに、この地域の復興の成否は、ひとり被災地にとどまらず日本の将来の行方を左右すると言っても過言ではない。こうした観点から、被災産業の新生と次世代型産業群の躍動の中で、人々が生き生きと働き、そして生活する新しい産業地域として再生、首都圏と機能を分かち合う“世界都市関西”の一角を担う復興を図る。

また、産業の復興の過程において、復興活動が生活環境へ影響を与える地域における環境保全はもとより、省エネ等の環境への配慮と、緑化等の良好な環境の創造に努めるものとする。

(3) 復興方策

産業・雇用復興の方策は、厳しい内外との競争と、長期的な円高基調の下で、産業の空洞化が懸念され、国内産業全体が構造変革を迫られている状況を認識しながら、次のような基本方向に沿って進める。

- 1) 被災した既存産業の復興と、産業基盤の復旧、雇用の確保を当面の最優先課題として推進する。
- 1) 震災以前からこの地域が有していた産業の潜在的能力を、大阪湾ベイエリア地域の今後の発展の中で最大限生かす事業を推進し、既存産業の活性化を促す。
- 1) 被災地域への国内外からの思い切った投資を促し、アジア太平洋地域をはじめとする諸外国との「人・もの・情報」の交流拠点づくりを図りつつ、新しい産業振興を促す。
- 1) 既存産業の高度化と、新たに次世代型産業の導入・育成の事業をすすめ、被災地に21世紀の新たな飛躍のための基盤を整える。
- 1) 復興事業は、被災企業、被災産業の、自立復興に向けた市場メカニズムに沿った創意工夫をベースに、国、県、市町、商工団体が既成の枠にとらわれない強力な支援策を実行する。

(4) 推進課題

産業復興の早期推進のためには、限られた時間と経営資源を使った、企業の復興への意欲、創意工夫を阻害する要因を出来る限り排除して、自立復興を円滑に進める環境を作り出すことが非常に重要になる。

国をはじめとする行政は、期間、対象を限定したうえで、復興を促進する思い切ったインセンティブを与える必要がある。そのために、被災地の実状に合った企業立地を阻害しかねない工場等制限法の適用除外や、労働力の円滑な調達を妨げる諸規制の見直し、諸手続の簡素化・迅速化等の規制緩和の検討・実施や、復興への資金需要に応じた支援の拡大、民間資金の活用等担保力の不足する企業等への特別な支援策の実施等が大きな課題となる。

また、被災地内外の産業関連資源を有効に活用し、地域の総力をあげて復興に取り組むことが大切である。そこで、大学等の知的資源の活用など産官学の連携を一層強めるとともに、震災以前から実施または計画されていた大規模な都市づくり事業等を産業復興への基盤的事業として活用することや、被災地周辺の観光資源との連携した集客方策を図ることなどを戦略的・集中的に推進し、それらのプロジェクトに関わる産業の振興を通じて復興への道程としたいものである。

2 事業内容

(1) 既存産業の復興

① 事業方針

既存産業の復興は、内外の厳しい競争の中で、一日も早い事業再建の必要があること、そして被災によるこの地域の産業のマイナスイメージの払拭を前提に、生活の質を高める文化やサービス産業の進展などの将来の発展方向を見据えながら、情報化・国際化・成熟化に対応した戦略的な事業開拓と次世代型産業基盤の整備を進める。そのためには、雇用吸収力が大きく、関連企業への影響が大きい大企業の着実な復興と、関連企業や中堅・中小企業の自立的で円滑な復興を支援する環境整備を進めていかなければならない。

また、この地域の全国有数の製造業の集積を生かして、大企業の生産力・技術力と、それを支える層の厚い中堅・中小製造業が連携し、これらの企業が持つ数々の世界的な最先端技術を伸ばしてモノづくり産業の一層の高付加価値化による復興を進める。また、今後さらにニーズが高まる、生活の充実に関わる商業、サービス業等については、生活文化を高める産業として時代に即応した復興を図る。

特に、復興に役立つニーズを地元で喚起するために、集客機能の向上、世界にアピールできる情報発信・交流機能の強化等を図る新たな拠点整備やソフトなしくみづくりを積極的に進め、ファッション、観光コンベンション、情報関連産業、商業等の新たな振興を促す。

② 事業計画

ア産業雇用復興ガイドラインの作成

イ早期事業再開・再建の促進

- ・早期事業再建のための相談体制の確立
- ・金融・税制面の支援
- ・事業の場の確保等の充実

ウ本格復興のための環境整備

(1) 自由な復興活動の支援

- ・本格復興のための資金調達の円滑化
- ・復興債の発行の検討

(2) 次世代をにらんだ産業基盤の整備等

① 高度産業基盤の整備

- ・交通、情報通信、エネルギー基盤の高度化

②個性ある街づくりと連携した産業配置

- ・復興を促進する産業再配置の促進
- ・大阪湾ベイエリア開発整備と連携した産業配置

(3)復興気運を高める観光・コンベンション等の集客戦略

- ・復興促進イベントの開催
- ・新しい観光・集客戦略の展開
- ・アジアタウン・くつのまちの建設
- ・大規模テーマパーク計画の推進

エ産業の高付加価値化による復興

(1)製造業

- ・地場産業等の高度化・高付加価値化
- ・最先端技術の活用による大手製造業の復興

(2)商業・流通

- ・商業の新展開と商業基盤施設整備の促進
- ・流通システム改革の促進

(3)サービス・業務機能

- ・オフィス街・業務支援サービス等の復興

(4)ファッション関連産業

- ・ファッション関連産業の復興

(2)新産業の創造・育成

①事業方針

震災による被害と、その後の円高の進行、企業の海外進出等産業による空洞化等によってさらに懸念される経済の衰退を防ぎ、次世代型の産業構造への転換を進めるために、企業の研究開発や起業家を支援して、新産業の創造・育成を進め、被災地域の産業復興の大きな原動力とする。

そのため、地域の産業集積を生かし、企業の有する技術力と産官学の試験研究機関との有機的連携を図りながら、情報関連、オプトエレクトロニクス、バイオ・新素材関連等の、この地域の技術シーズを活用し成長性の高い分野の新産業を創造・育成を図るとともに、国内外の関連産業の積極的な導入を促進する。

また、震災を機に、将来の望ましい都市の実現に貢献する「都市復興支援産業」を、被災地から誕生させ育成していく。そのために、防災関連、環境・エネルギー関連、建築・エネルギー関連、生活・文化関連、福祉・医療関連や健康関連等の各分野について、既存企業の進出、新企業の導入による集

積を図るとともに、技術開発や事業展開の高度化を支援する。

②事業計画

ア 次世代型産業構造への転換

(1)環境整備

- ・新産業創造支援センター等の整備推進
- ・情報産業拠点（KIMEC構想、東播磨情報公園都市）の整備
- ・産官学共同による起業化推進機構の設立
- ・産官学の試験研究機関との有機的連携による技術開発の促進
- ・起業家支援情報ネットワークの整備

(2)資金面の支援

- ・新産業創造支援のための金融・助成制度の拡充

イ 知識技術集約型産業の振興

- ・情報関連・ソフト・ハイテク・新素材産業等の振興
- ・「都市復興支援産業」の育成

(3) 国際経済文化機能ネットワークの形成

①事業方針

神戸港とその周辺地域を中心に国際的な経済交流の機能と施設を計画的に配置し、新産業の創造・育成機能と連動させて、そのネットワークによる新しいビジネスゾーン群を形成する。同時に、このゾーンにふさわしい質の高い生活文化機能を備えた都市環境づくりを進める。このため、神戸港の港湾機能の早期復旧に全力を注ぐとともに、国際ハブ港湾としての機能強化を進め、アジア太平洋諸国等も含めた幅広い地域との交流機能の充実を図る。そして世界にアクセスできる地域特性を生かし、輸入促進など企業活動や内外企業の立地促進への優遇措置等を行う「エンタープライズ・ゾーン」の設定や、ビジネスサポート機能を備えた「国際ビジネスエリア」、輸入直売専門店街等の整備を図る「インポートマート」また、「コンベンションセンター」の設置を進める。あわせ、国際的な研究機関や機構を誘致する。

②事業計画

ア 国内外のアクセス機能の充実

- ① 神戸港の復興と産業基盤の整備
- ② 大阪国際空港の活用方策の検討（再掲・都市）
- ③ 神戸空港の整備（再掲・都市）
- ④ 情報通信基盤の整備

イ 国際経済文化機能と施設の整備

- ・エンタープライズ・ゾーンの設定と事業推進
- ・国際ビジネスエリアの整備推進
- ・インポートマート等の整備推進
- ・外資系企業、外国企業の誘致
- ・コンベンションセンターの建設
- ・東アジア教育・研修センターネットワーク構想の推進
- ・WHO神戸センターの創設と関連施設の開設支援（再掲・保健）
- ・総合国際ゾーンの整備（再掲・文化）
- ・総領事館・各国文化センターなど関連機関の存続・誘致（再掲・文化）

(4) 農林水産業の復興

①事業方針

農林水産業の復興は、公益的機能・防災機能に配慮しつつ災害に強い農山漁村づくりをすすめる。災害が起こったとしても被害を最小限にとどめ、早期の復旧を可能にするとともに救助・救援活動へ防火用水、生活用水を確保する。さらに被害を受けた農水産業の復興のなかで、消費者ニーズに対応した生産、流通システムを構築するとともに、同関連産業の復興を図る。また、都市と農産漁村の交流を基調として、観光農業・漁業等の振興を図るなど農林水産業の新展開を促進する。

②事業計画

ア農山漁村の復興

- ・ため池、農地、漁港等の復興
- ・災害に強い農山漁村の基盤整備

イ食品産業、園芸産業の復興

- ・農水産業の新展開による高付加価値化を通じた復興
- ・地域の特性を生かした食品産業の魅力ある復興

ウ観光農業、観光漁業の振興

(5) 雇用の安定と地域産業を支える人材の育成

①事業方針

産業基盤の早期回復による企業の事業再開に合わせた失業防止と雇用の維持対策、離職者対策を強力に進める。また、成熟社会に適した高付加価値型産業の集積による新しい雇用機会の創出に努める。そのために、企業の職業能力開発を支援し、産業復興に必要な国際化、情報化に対応した人材の確保、

育成のための拠点施設の整備について検討するとともに、人材育成に関する支援産業の振興を推進する。また、国際港湾都市機能の高度化に対応した港湾技能者の育成や、余暇ニーズの多様化や社会の成熟化に対応した観光サービス、健康福祉関連等多彩な産業の要請に応える人材育成も積極的に進める。

②事業計画

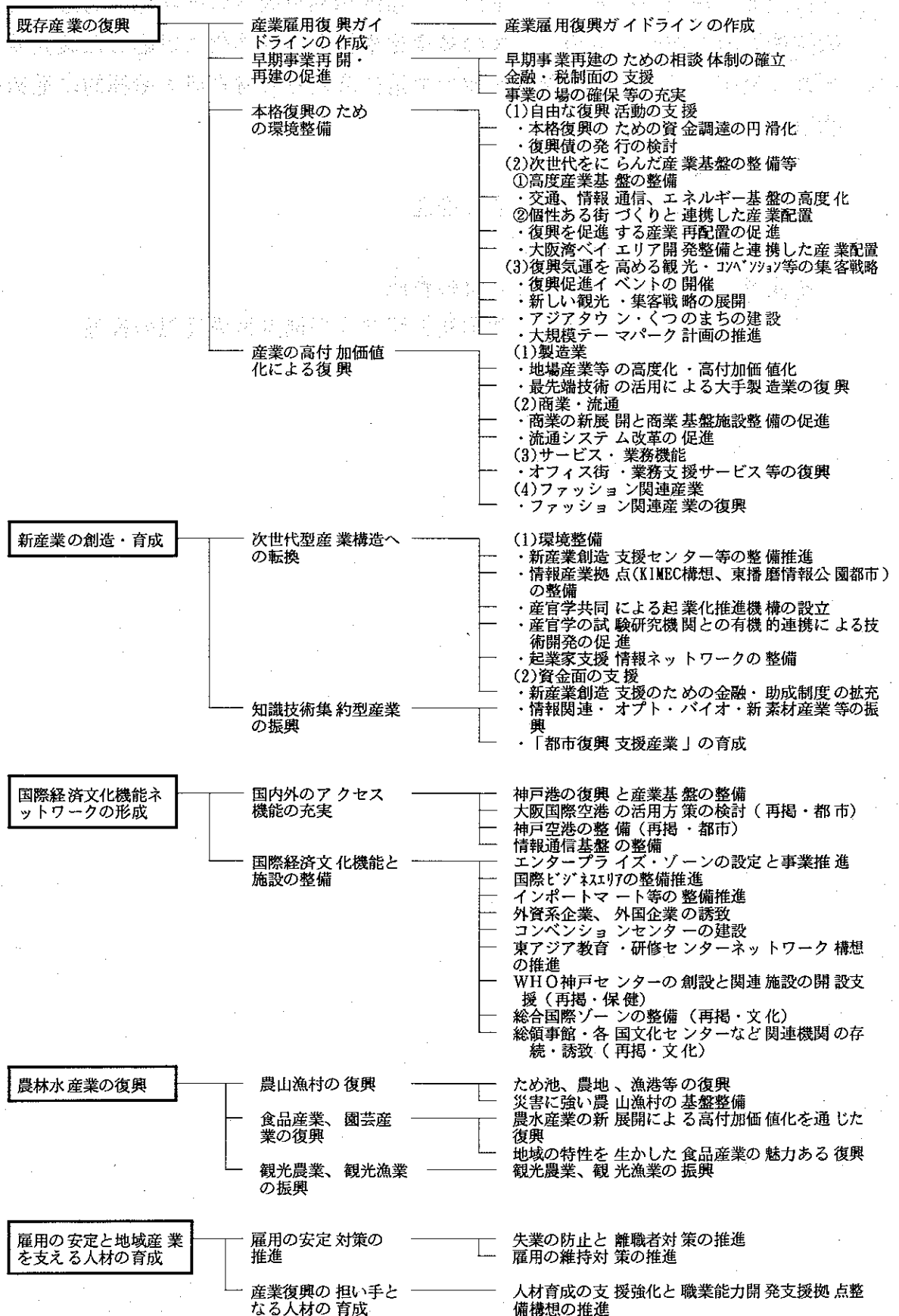
ア雇用の安定対策の推進

- ・失業の防止と離職者対策の推進
- ・雇用の維持対策の推進

イ産業復興の担い手となる人材の育成

- ・人材育成の支援強化と職業能力開発支援拠点整備構想の推進

参考 産業・雇用復興事業体系図



第4章 復興事業推進の課題

阪神・淡路地域は今回の震災で多くの尊い命を失い、生活や都市活動の基盤に大きな被害を受けた。被災前の都市や人々の営みを取り戻し、今まで以上に美しく活気のある地域として復興するには長い時間と数多くの課題が待ち受けていることは言うまでもない。また、被災者は言うまでもなく、兵庫県民、日本国民のさまざまな分野にわたる復興事業への参加と支援が不可欠である。

ここに示した阪神・淡路震災復興計画への提言は、こうした復興への一つの道筋を示したものではあるが、必ずしも網羅的とは言えない点もあり、いわば復興への第一歩にすぎないものである。

なぜなら、復興期間を10年と示しているが、これはあまりにも長すぎるという指摘もある。確かに、10年を経て復興が完了するという印象を与えかねないからである。しかし、復興は点ではなく線であり、長期にわたる事業といえども、1年でも早く、精力的に復興事業を進める方策と努力が必要であろう。そのうえで、数多い事業の推進に、事業の優先順位の決定や事業間の連携・調整など進捗管理も重要となる。

こうした点も含め、復興事業の推進には以下の点に留意しつつ、復興目標の達成を目指したものである。

1、大きな痛手を受けた人々の復興

今回の震災の被災者の中には、精神的、物質的に大きな被害を受け、将来にかけた人生の夢や展望が持てない人々も多く存在している。また、目の前の現象しか考える余裕が無くなっている人も少なくない。これらの人々が自力復興への意欲と活力を持ち、新しい生活をいかに切り開くことができるか、そしてそのための多くの誘導と支援がどれだけできるかが、この復興の成否を第一に決めるものとなる。

これらの人々が早く元気を取り戻して再起できるよう、励ましと生き甲斐をつくるさまざまな支援活動を続けることが重要である。また、直面している課題である住宅の確保、就業の場の確保を早急に進めるとともに、明日への希望が持てるように精神的なケアなどきめ細かな政策的努力を重ね、それらを被災地のみならず、広く内外のあらゆる人々の熱い協力のもとに実施する必要がある。

1、まちづくりの新しい合意形成と手法の開発

震災で住み慣れた自宅を失い、賃貸住宅や仮設住宅あるいは避難所での生活を

余儀なくされている多くの人々は、「1日も早く以前の暮らしがしたい。」と願っている。マンションのように近隣社会とのつながりが薄いとされているところでの被災者にあっても、そこでの生活の再開を望む声は大きい。また、各調査によっても、神戸・阪神を離れたくないと言う人が圧倒的に多い。このため、住宅の再建やまちの復興は、こうした被災者の気持ちを大事にしながら進めなければならない。

今、被災地では、自らの手でまちづくりを進めて行こうとする気運が高まっている。それらは、小さな自主的なグループが多いが、「まちづくり協議会」として組織化されているものも少なくない。これらのまちづくりに寄せる熱意を大切に育て、その討議を通じて、新しい住宅の再建手法など、市民間におけるまちの復興へのさまざまな合意形成の道を開発し、そのことを通じて真のコミュニティー・スピリッツを作り上げていくことが復興の成功へつながるものとして重要視したいことである。

1、まちづくりに対する行政と住民の役割、機能とリスクの相互分担の新しいあり方の確立

行政は、市民とともにまちの将来像を描き、そのうえで市民主導のまちづくりを支援するとともに、都市基盤の整備、公共施設の整備、地域のコミュニティー施設の整備などを担い、都市の運営を市民の積極的な参画のもとに進めることになる。このことは震災からのまちの復興にあっても、変わることはない点であるが、震災復興という局地性と緊急性、そして、将来にかけての防災性の点からも行政と市民との間に新しい関係が求められているように思われる。まちづくりの構想づくりから課題の整理、そして計画の作成、実現へとそれぞれのプロセスにおける市民と市民、市民と行政の新しい関係が生まれる中で復興が進むと思われる。

1、市街地の低密度化と高密度化の両立

都市の防災性能を高めるためには、長期的視点に立った多核分散ネットワーク型の都市づくりや防災のための空き地や広い道路の整備が必要であり、震災以前よりも土地利用密度を低くする必要がある。一方、従来の居住者が住宅の建設資金を捻出し、従来の場所で住宅を再建するためには、再開発事業に代表される高い容積率の住宅建設計画が必要となる。既存の建築基準法に不適格なマンション等の再建の場合も同様のことである。

このように、低密度化と高容積化の相矛盾する課題を克服するため、都市の適正密度を考慮した「復興都市づくりマスタープラン」を早急に策定することが重

要である。

1、強力な政府の支援の必要性

今回の震災は、直接的には、全国的に大きなシェアを持っている自動車エンジン・ブレーキ部品、液晶表示装置製造業界などは、国内外の関連メーカーの生産に影響を与え、また、ケミカルシューズなどの地場産業では、単に被災地域の産業・経済に大きな打撃を与えたにとどまらず、直接・間接的に全国の産業・経済に影響をもたらした。

特に、神戸港の機能低下と東西大動脈である高速道路の寸断により、被災地域への物資の輸送に支障がでてだけでなく東日本と西日本を結ぶ流通機能が大きく低下したことにより国内全体の産業活動に大きな支障をもたらした。

一方、神戸港の被災は、海外との物流拠点が神戸から大阪、名古屋、あるいは韓国、台湾への移転を余儀なくされており、関西経済の地盤沈下を招きかねないものがある。また、日本経済は、対外的には経常収支が好調であるとしても、国内的には景気の低迷状態が続いているため、公共投資を含む大幅な内需拡大策が求められている。

こうしたことを考えると、約20兆円と推定される復興投資が、阪神・淡路地域の復興のみならず、国民経済の発展にも効果を持つものといえる点で、復興に対する国の積極的な取り組みが必要となる。

さらに、今回のような震災は日本のどの地域でも起こりうる可能性がある。この震災からの復興の成否は単に阪神・淡路地域の問題だけでなく、他の地域にとっても復興の事例となるものである。阪神淡路の復興が成功しなければ、国民全体に対しても大きな不安を残すことになる。その意味からも、復興への取り組みは国民的課題として位置づけ、全国的レベルでの支援を、強く国に要請したい。

本格的な国の取り組み課題は、第一に、莫大な資金をどう確保するかという財政問題への抜本的対応、第二には、住宅復興、産業復興における各種の規制の緩和である。

(1) 財政の抜本的対応

復興に要する資金の財政上の調達については、16の特別措置法により、2兆4千億円の予算措置が講じられたが、本格的な財政出動はまだこれからといえる。

復興は、基本的には政府の財政支援を受けつつ、地方公共団体がアドバイスをを行い、被災者の自助努力により生活の再建を図ることだと思われる。補助率の引き上げや地元負担を軽くする地方交付税措置などの財政支援が長期間にわたって必要となり、政府の一層の努力を期待するところである。加えて、復興資金として公的資金のほか、個人金融資産を活用した新しい資金調達を提案したい。

具体的には、

①阪神復興特別資本会計の設立

阪神・淡路の復興だけを目的を限定した特別（資本）会計を設立し、復興計画に合わせて長期投資計画の承認と金融を行う阪神復興特別資本会計の設立である。また、その資金としては、既存の財政投資、財政投融資資金ともに独自の関西復興債創設の検討である。

②阪神復興信用保証機構の創設

被災した個人、個人事業主、中小企業者で担保能力を失った人を対象として、これらの人々が公的・民間融資を受ける際の信用保証を無料で行う「阪神復興信用保証機構」を創設し、被災者の住宅再建、事業再建を支援ような仕組みを検討することも必要である。

（２）各種法的規制の緩和

第一に、早期に住宅復興を促進するための規制緩和としては、建築基準法による容積率・建ぺい率の緩和と、外国資材の積極的活用のための資材の品質検査等簡素化・迅速化と、輸入住宅建設建設促進のための外国人技術者の在留規制の緩和などに関して特別な措置が必要である。

さらに、被災者へのケアの促進を図るために必要なホームヘルパー・看護婦などのヒューマンサービスを人材派遣業の対象にするなどの措置や、このほか、産業復興に大きく影響する工場等制限法の規制を緩和し、被災地域の復興にかかる工場等の建設には適用除外するなどの特例措置である。

1、関西を始め、内外の多くの参加と協力による復興

阪神・淡路の復興の成否は、被災地の自立復興への意欲はもとより、内外からいかに多くの知恵と技術と資金を結集しうるかにあるといえる。とくに、阪神・淡路地域の復興は単に被災地域の復興にとどまるでなく、関西としての経済・文化の維持発展に密接に関連するものである。このため、復興にあたっては、まず、関西の自治体、経済、文化、市民等の各団体をはじめ、国内外の多くの団体の協力のもとに、防災都市づくり、経済・文化復興などに必要な技術、システム、資金調達など重要な復興課題の達成を目指して、連携の強化を検討し、努力し続ける必要がある。

こうした調査・研究やそれを目的とした研究会等の事業を計画的に繰り広げることとし、国際シンポジウムや国際学会なども計画的に開催する。

1、復興事業をマネジメントする新しい組織

復興事業は、いろいろな分野で数多くの復興事業が一斉に展開されることにな

る。このため全体としての復興の進展状況やそれぞれの事業の相乗効果などを客観的に評価しつつ、円滑に推進することが当然のこととして重要となる。また、復興団体ごとのそれぞれの情報交換も復興への励ましとなる。加えて、社会情勢・経済情勢の変化に伴い、復興事業の進展全体を点検しつつ、必要に応じて事業計画の定期的な見直しも必要となる。

そこで学会をはじめ産業界、文化団体、福祉団体、都市など各分野の復興活動や団体を網羅した推進組織が必要となると思われる。むろん行政としての復興計画による事業推進もこれら全体の中での大きな役割を占め、復興をリードし、広く復興気運を高めることはいうまでもなく、これら推進組織との一体的な連携のための組織的検討も望まれる。被災団体、関係自治体の早急な検討を期待する。

加えて、震災後、約6カ月を迎え、震災直後の生々しい記憶が徐々に薄れていく中で、被災者とそれ以外の人々の間では、復興に対する思いに微妙な差が生じはじめているようにも見える。また、震災で学んだ教訓と、阪神・淡路地域をよみがえらせる復興へ情熱をいつまでも持ち続ける工夫も必要であろう。そのため、被災地区や被災団体等でそれぞれの復興目標の達成を目指した「復興憲章」の作成を検討するのも一案である。

1、フェニックス・キャンペーンの展開

これからの復興にあたっては、全国民に復興への取り組みへの参加と協力を求め、これを復興への一つの起爆剤とする必要がある。これらの推進・啓発を図る一つの方法として、フェニックスマークを大きく活用した「阪神・淡路復興キャンペーン（フェニックス・キャンペーン）」を計画的、継続的に大きく展開したいものである。また、あらゆる機会を活用したパブリシティ活動を10年間、忘れることなく根気よく、また、エネルギーに展開し、復興への情熱とそれによる成果をアピールし続けることが必要である。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5800 S. UNIVERSITY AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60637

RECEIVED
JAN 15 1964

TO THE DIRECTOR
FROM THE DEPARTMENT OF CHEMISTRY
RE: [Illegible]

[Illegible text]

付 録

- 1 阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会委員名簿
- 2 阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会検討経過
- 3 阪神・淡路震災復興計画策定調査体系図

阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
特別委員	貝原 俊民 笹山 幸俊 内仲 康夫 新野 幸次郎	兵庫県知事 神戸市長 国土庁長官官房審議官 神戸大学名誉教授	
有識者委員	沖村 孝 加藤 恵正 角野 幸博 河内 厚郎 北浦 かほる 黒田 正治郎 小森 星児 佐藤 友美子 高島 進子 徳山 明 中瀬 勲 鳴海 邦碩 春名 攻 端 信行 林 敏彦 林 春男 林 宜嗣 松原 一郎 丸川 征四郎 三木 信一 南 裕子 森津 秀夫 山中 千代衛 蠟山 昌一 ロー・アレキサンダー	神戸大学工学部助教授 神戸商科大学商経学部教授 武庫川女子大学教授 演劇評論家 大阪市立大学助教授 近畿大学短期大学部助教授 姫路短期大学学長 サントリー不易流行研究所 神戸女学院大学教授 兵庫教育大学 教授 姫路工業大学教授 大阪大学工学部教授 立命館大学理工学部教授 国立民族学博物館教授 大阪大学経済学部教授 京都大学防災研究所助教授 関西学院大学経済学部教授 関西大学社会学部教授 兵庫医科大学教授 神戸商科大学学長 県立看護大学学長 神戸大学工学部助教授 姫路工業大学学長 大阪大学大学院教授 神戸大学大学院教授	以下50音順
団体等委員	砂野 耕一 上田 統雄 小林 郁雄 草地 賢一 島田 誠 団 秀和 繁田 安啓 広瀬 雄二郎 藤本 芳秀 増田 大成 松本 冬見 豆谷 功 三木 徹也 元原 利文 八馬 望 山田 美智子 吉岡 康榮 吉田 昌二 吉田 浩	神戸経済同友会代表幹事 兵庫高校校長 まちづくり会社コー・プラン代表 神戸NGO協議会代表 神戸文化復興基金事務局長 神戸青年会議所理事長 北淡町消防団長 NTT関西通信システム本部阪神復興プロジェクト部長 日本が加シューズ工業組合理事長 コープこうべ専務理事 住宅建築コーディネーター 連合兵庫事務局長 兵庫県商工会議所連合会専務理事 神戸弁護士会震災復興対策本部法制対策専門部会長 兵庫県酒造組合連合会会長 芦屋市商工会婦人部長 県精神保健協議会評議員 長田防火協会会長 全国自治体病院協議会兵庫県支部長	
行政機関委員	辻 寛 山下 彰啓	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部長 神戸市震災復興本部総括局長	

阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会検討経過

1 全体委員会

- 5月11日 第1回全体委員会
- 6月 3日 第2回全体委員会
- 6月24日 第3回全体委員会

2 部 会

- 5月18日 第1回産業雇用部会
- 5月18日 第1回保健医療福祉部会
- 5月19日 第1回生活文化教育部会
- 5月22日 第1回都市部会（住宅）
- 5月23日 第2回産業雇用部会
- 5月25日 第2回都市部会（都市基盤）
- 5月25日 第2回生活文化教育部会
- 5月27日 第2回保健医療福祉部会
- 5月29日 第3回都市部会（全体）
- 6月 9日 第3回保健医療福祉部会
- 6月12日 第4回都市部会（全体）
- 6月13日 第3回生活文化教育部会
- 6月16日 第3回産業雇用部会

3 企画委員会

- 5月 9日 第1回企画委員会
- 5月31日 第2回企画委員会
- 6月26日 第3回企画委員会

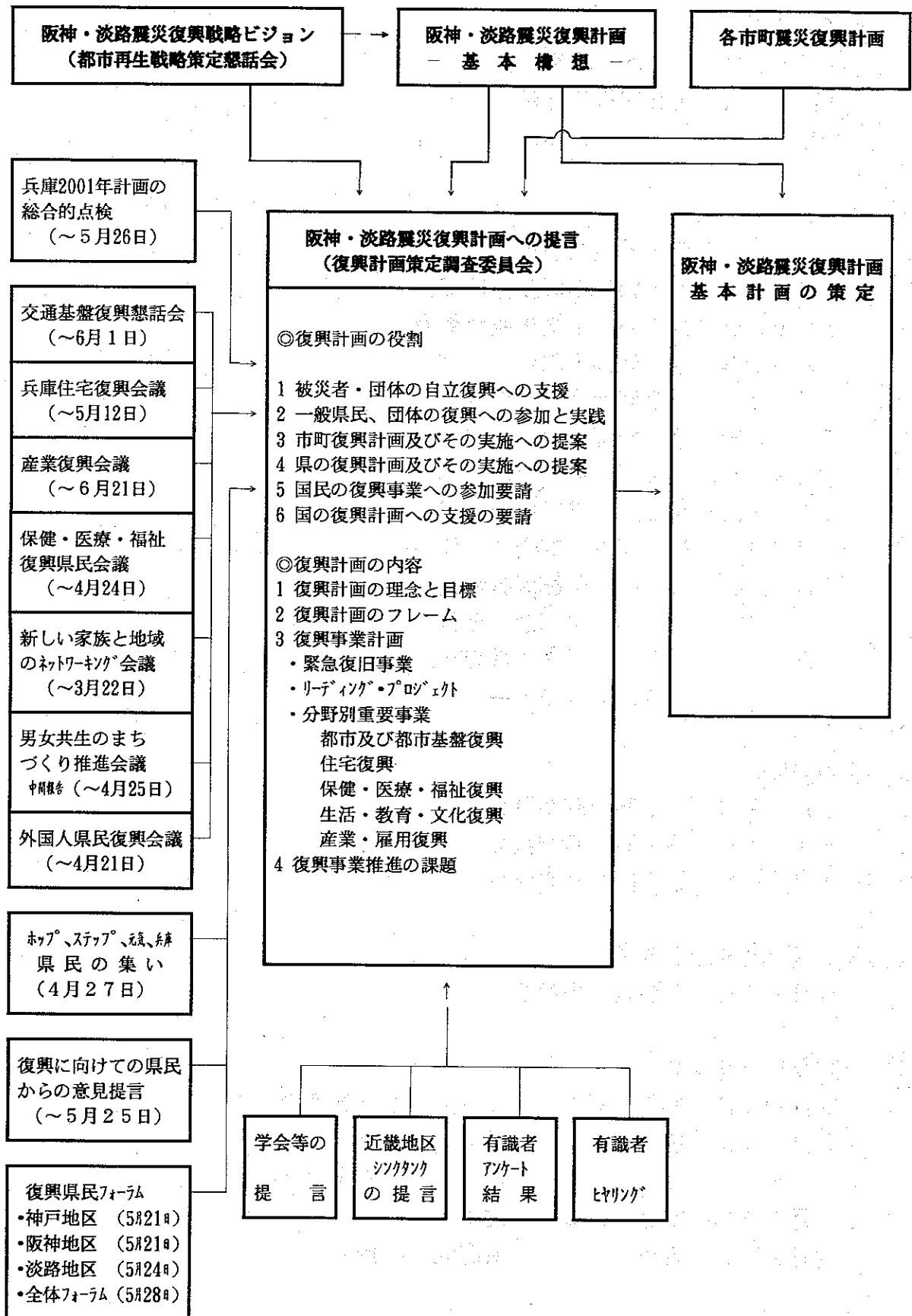
4 部会長・副部会長会議

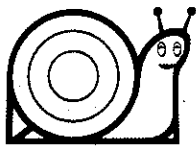
- 6月17日 部会長、副部会長会議

5 有識者ヒヤリング

- 6月 8日 阿部 泰隆（神戸大学法学部教授）
- 6月 9日 伊藤 滋（慶応大学教授）
- ” 長富 祐一郎（QUICK総合研究所理事長）
- 6月10日 安藤 忠雄（建築家）
- 6月19日 唐津 一（東海大学教授）

阪神・淡路震災復興計画策定調査体系図





この印刷物は再生紙
を使用しています。